

やまなみに抱かれ

いつまでも楽しく暮らせる未来を創り出す村

# いくさか『村づくり』計画

平成27年度～31年度

犀川の朝霧のように村民の希望が<sup>か</sup>翔け昇る<sup>さと</sup>郷 いくさか

長野県生坂村

# 目 次

1	計画更新にあたり	1
2	村づくりのための基本構想	2～3
3	人口及び高齢化率の状況と将来推計	3～4
4	協働による村づくりの推進	5～8
	（1）区と行政との連絡体系の強化及び集落の活性化対策	
	（2）協働事業の拡充及び推進	
	（3）公の施設の管理	
5	各部会別将来計画	9～49
	◆総務部会◆	9～19
	（1）議会運営	
	（2）常勤特別職の配置・給与	
	（3）財政	
	（4）行政運営・職員給与	
	◆住民部会◆	20～23
	（1）村の収入・財源確保	
	（2）児童福祉	
	（3）社会就労センター	
	（4）後期高齢者医療制度	
	（5）歯科診療所	
	（6）環境衛生	
	（7）やまなみ荘	
	◆健康福祉部会◆	24～31
	（1）高齢者福祉	
	（2）介護保険	
	（3）障がい者福祉	
	（4）福祉医療給付	
	（5）保健医療	
	（6）国民健康保険	
	（7）国民健康保険税	
	◆振興部会◆	31～39
	（1）土木関係	

(2) 林務関係	
(3) 下水道事業	
(4) 簡易水道事業	
(5) 商工振興	
(6) 観光事業	
(7) 都市との交流事業	
(8) 農業振興	
(9) シルバーセンター	
◆教育部会◆	.....39～46
(1) 地方教育行政改革	
(2) 学校教育事業	
(3) 社会教育事業	
(4) 公民館事業	
(5) 文化財保護事業	
(6) 保健体育事業	
(7) 各施設運営事業	
(8) 子育て支援事業	
(9) 社会人権教育・男女共同参画事業	
◆各部会連携事業◆	.....47～49
(1) 定住対策	
(2) 各事業横断的実践チーム『知恵の輪委員会』の設置	
(3) 集落の活性化対策	
(4) 域学連携事業	
(5) 道州制について	
(6) 集落との連携事業	
6 村の財政状況（資料）	.....50～54
(1) 普通会計の決算の状況	
(2) 財政のシミュレーション	
(3) 公債費の状況	
7 各事業の評価予定（資料）	.....55～58

# 1 計画更新にあたり

生坂村は、「山紫水明 食と文化 癒しの郷」のイメージ通り、溪谷美の山清路、雄大な大城・京ヶ倉、高津屋森林公園、スカイスポーツ公園など、水辺と里山が織りなす山紫水明の豊かな自然に恵まれています。また、赤地藏、金戸山百体観音、乳房イチョウと観音堂など、多くの歴史・文化遺産とおやき、おにかけ、干し柿などの食文化等々の財産を背景に、先人達の努力により守り育ててきた自然・伝統との共生の精神を受け継ぎながら、人とのふれあいを大切に心豊かな暮らしを営んでいます。

「生坂村第5次総合計画」を根幹に「いくさか村づくり計画」を実施計画として、定住促進住宅の整備、集落支援員の区長兼務といくさか大好き隊員の増員による拡充、社会資本整備総合交付金による村道改良事業、地域防災計画の策定等による人口維持対策と地域づくりに取り組み、安全安心な生活と地域・村の活性化を目指しております。

「健やかに産み育む子育て支援金」、18歳まで医療費の無料化と各種ワクチン接種助成、出産祝金・入学祝金、学級・学習支援員と司書の配置等に加え、奨学金制度の拡充、妊産婦新生児助産師訪問、ブックスタート事業の新規事業等で、次代を担う子供たちへの子育て支援と教育の充実に努めてまいります。

介護予防の元気塾・お達者教室・健康応援隊と高齢者インフルエンザ予防接種助成、高齢者生活福祉センター運営、配食サービス、高齢者見守り隊等に加え、新たに高齢者緊急通報装置設置事業、介護サービス施設関連工事、歯科診療所機器整備等により、福祉の充実による高齢者の生活の安定に努めるとともに健康な暮らしの継続も目指してまいります。

農業公社の新規就農研修制度による担い手の育成、特産品開発部等による6次産業化、生坂マル得商品券発行補助、住宅リフォーム補助等に加え、中山間地域総合整備事業の実施計画策定、薪ステーション運営事業により商工業者の育成と地域経済の活性化を図る産業振興事業等を重点施策として「いくさか村づくり計画」による村政運営を進めてまいります。

村民の皆様との協働による村づくりをさらに進め、「犀川の朝霧のように村民の希望が翔け昇る郷 いくさか」に愛着と誇りを持っていただき、地域の絆を大切に、支え合い守り育てていこうという責任感を共有して、第5次総合計画の将来の姿「やまなみに抱かれ いつまでも楽しく暮らせる未来を創り出す村」の実現に向けて、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

生坂村長 藤 澤 泰 彦

## 2 村づくりのための基本構想 (平成 22 年度～平成 31 年度)

- ◎ 将来像 やまなみに抱かれ いつまでも  
楽しく暮らせる未来を創り出す村
- ◎ キャッチフレーズ 犀川の朝霧のように村民の希望が  
翔<sup>か</sup>け昇<sup>さと</sup>る郷 いくさか

美しい自然の中で、村民が健康に恵まれ、先人が築いた伝統を基に、村への愛着と夢を抱いて、いつまでも楽しく暮らし続けられる安全安心な村をめざすことを将来の姿とします。

また、計画に掲げる全ての施策は人を礎とするものであり、当村の人口減少・少子高齢化問題は重要課題として、福祉・子育て支援の充実、産業の振興、住環境の整備、人口の維持等に努めていきます。

### (1) みんなが元気でにこにこ暮らせる村づくり

- 1) 元気な暮らしを守ります〔保健・医療・保険〕
- 2) 全ての人にやさしい村をつくります〔福祉〕
- 3) 子どものすこやかな育成を応援します〔子育て〕
- 4) あらゆる危害から村民を守ります〔安全・安心〕

### (2) 生涯わくわく学び続けられる村づくり

- 1) 子どもの心を育みます〔学校教育〕
- 2) 生涯にわたり学びの機会を提供します〔社会教育〕
- 3) スポーツに親しむ環境をつくります〔スポーツ〕
- 4) 一人ひとりを大切にします〔人権尊重〕
- 5) 古の遺産を学び伝えます〔歴史、伝統、文化の継承〕

### (3) 気持ち良くゆったり暮らせる村づくり

- 1) 安心して暮らせる生活基盤をつくります〔生活基盤の整備〕
- 2) 快適に暮らせる環境をつくります〔住環境〕
- 3) みずみずしい潤いに満ちた環境をつくります〔環境保護〕

### (4) 活気にあふれにぎわいに満ちた村づくり

- 1) 地の利を活かした農林業を発展させます〔農林業の発展〕
- 2) 村の資産を活かした商工観光を発展させます〔商工観光の発展〕

### (5) みんなで元気な村づくり

- 1) 地域の全ての力を使って村づくりをしていきます〔村民主体の村政（協働）〕
- 2) 効率的で身近な行政をめざします〔行政組織〕

平成 21 年度に策定した、上記の生坂村第 5 次総合計画で示された基本構想は、平成 22 年度から平成 31 年度までの村のめざすべき将来像と村づくりの基本的な方向を定めてあります。

この「村づくり計画」は、基本構想で定められた諸政策を具体的な事業として年度ごとに計画していきます。

## 3 人口及び高齢化率の状況と将来推計

当村の人口は減少を続けており、昭和 55 年度に 3,142 人であったものが平成 22 年には 1,953 人となり、この 30 年間で 1,189 人（37.8%）減少しています（国勢調査人口）。

なお、年齢別の構成比をみると 15 歳未満の構成比が 17.4%から 9.9%に減少し、65 歳以上の構成比が 17.7%から 39.5%に増加しており、依然少子高齢化が進んでいます。

今後の人口見通しは、国立社会保障・人口問題研究所がコーホート要因法に基づいて算出した数値に基づいて推計すると、目標年度の平成 31 年度には 1,641 人となる見込みです。

◎人口見通し

区 分	国 勢 調 査						推 計 値		
							初年度	目標年度	
	昭和 55 年 (1980)	昭和 60 年 (1985)	平成 2 年 (1990)	平成 7 年 (1995)	平成 12 年 (2000)	平成 17 年 (2005)	平成 22 年 (2010)	平成 27 年 (2015)	平成 31 年 (2019)
総人口	3,142	2,904	2,738	2,559	2,416	2,160	1,953	1,765	1,641
男性	1,547	1,415	1,334	1,265	1,197	1,066	949	861	813
構成比	49.2	48.7	48.7	49.4	49.5	49.4	48.6	48.8	49.5
女性	1,595	1,489	1,404	1,294	1,219	1,094	1,004	904	828
構成比	50.8	51.3	51.3	50.6	50.5	50.6	51.4	51.2	50.5
15歳未満	548	448	360	329	288	227	193	163	148
構成比	17.4	15.4	13.1	12.9	11.9	10.5	9.9	9.2	9.0
15～64歳	2,039	1,866	1,703	1,453	1,294	1,133	989	859	823
構成比	64.9	64.3	62.2	56.8	53.6	52.5	50.6	48.7	50.2
65歳以上	555	590	675	777	834	800	771	743	670
構成比	17.7	20.3	24.7	30.4	34.5	37.0	39.5	42.1	40.8

## 4 協働による村づくりの推進

地方自治において行政運営は、地域住民の意見を聞き、住民の意思に基づき行うことが基本となっています。また住民が「ボランティア活動」や「おてんま」など自主的に取り組むことにより行政が成り立っていけるものと考えます。そこで村づくりの中でもっとも重要な事は、地域、村に対して愛着と責任感を共有して、村民と行政との協働による村づくりをすることです。

村民の皆さんのご理解、ご協力をいただく中で、個人でできることは個人自ら行っていたく、個人では、できないことを家族や地域の取り組みの中で解決していただく、それでも解決できない問題は、行政と一緒に解決をしていく、つまり、自助・共助・公助を基本と考え、村民の皆さんと行政が、対等な関係と信頼関係で結ばれ、それぞれの役割分担を認識し合い、協働による村づくりという共有課題に向かって、協力・連携して、実行していかなければと考えております。

そして、そのために区との連携も緊密にしていかなければと考えています。それには地区担当職員の各区3名が、区の皆さんの活動状況やご意見、ご要望を地区担当職員から随時、報告書という形で提出させ、庁内で検討し村政に反映させています。

また行政からも、議決した案件や村の状況等に関しまして、区役員の皆さんと相談し、タイムリーに地区担当職員から区民の皆さんに報告をするように努めています。

さらに、平成25年度から村の南部・中部・北部ごと、いくさか大好き隊員（地域おこし協力隊員と集落支援員）が協力体制を取れるようにし、道路整備や農地の保全など人口の減少や高齢化により困難となってきた地域の課題に対し、支援を行っています。併せて、各地域での集会や話し合いの場にも参加し、出されたご意見、ご要望を行政に反映させるとともに課題解決に向け検討していきます。地域での情報や活動状況については、各情報公開事業により随時情報発信していきます。

今後も各区が歴史、文化、伝統を活かした特色ある活動ができるよう、各区の現状を把握する中で、村民のための新たな「協働」についても検討し、その結果によりさらなる協働の村づくりを進めてまいります。

### (1) 区と行政との連絡体系の強化及び集落の活性化対策

平成20年度に生坂村区振興条例により、地区担当職員（各区3名体制）の設置と担当職



員の役割を明確にしました。これにより各区の状況や意見、要望を把握し、その内容を月1回庁内で検討協議を行い、迅速に対応します。

平成20年度から実施している区振興交付金の交付により、各区の特色を活かした運営がされるようになりました。また平成23年度に新設しました村独自の生坂村絆づくり支援金制度により、平成25年度までの3年間において地区や各種団体から申請のありました26事業、支援金額にして546万円が採択され、協働による村づくりに活用されています。今後もさらに協働事業の推進を行うとともに、各地区の特色を活かした事業に対し支援していきます。

集落の中には人口の減少と高齢化により、機能の低下した集落がでてきています。このような集落については、地区担当職員によるサポートに加え、隣接した各区の連携及び協力体制の確立の検討が必要となっています。そこで、平成25年度からいくさか大好き隊員（地域おこし協力隊員と集落支援員）の協力体制により、地域づくりと様々な支援の充実強化を図っていきます。

また、今年度から区長を集落支援員として委嘱し、協働作業等の集落点検を実施するとともに、集落の現状や課題について話し合いを促進していきます。

集落再編成については、行政区の再編成などの検討が必要となってきたことから、今後も引き続き様々な機会をとらえて、ご意見を伺い検討をしていきます。

## （2）協働事業の拡充及び推進

現在実施している事業を基に、さらに『地域発 元気づくり支援金事業』を取り入れ、各団体の個性を活かした事業を行い、協働事業を拡充していきます。

今年度は村申請事業で4事業、団体申請事業で4事業を申請しました。今後も引き続き、各団体の個性を活かした事業を展開していきます。

### ア 現在行われている主な協働事業

- ・生坂村絆づくり支援金事業
- ・中山間地域直接支払い事業
- ・環境保全事業
- ・元気塾
- ・配食サービス

- ・おてんま（道路舗装・除草等）
- ・高津屋森林公園周辺整備
- ・児童館・生涯学習施設（たんぼぼ）の運営
- ・子供の安全確保
- ・文化財の保護
- ・多面的機能支払交付金
- ・みんなで支える里山整備事業
- ・地域ぐるみでむらじゅう花ざかり事業
- ・赤とんぼフェスティバル

イ 平成 25 年度に『地域発 元気づくり支援金事業』で行った事業

◎ 村申請事業

- ・生坂農業未来づくり事業
- ・「はしれいくりん」でひろげよう健康づくりの輪事業
- ・ドライ風土革命事業
- ・地域でつながれ防災力アップ
- ・すべらんBOX設置事業
- ・山菜で生き生きステップアップ事業

◎ 団体申請事業

- ・川霧にはぐくまれる柿・めじろの里づくり事業（草尾柿組合）
- ・花桃の散歩道整備事業（牛沢河童と蝙蝠の会）
- ・まめ豆で元気広げる事業（生坂村農業公社）

### （3）公の施設の管理

住民のコミュニティー活動の場となる村の施設や福祉施設などの公共施設のあり方を検討し、その運営をはじめ維持管理に住民の皆さんが参画するなど、効果的な活用を進めます。

平成 20 年度から、活性化センター及び南部交流センターの施設管理について、指定管理先と度重なる協議を行いました。この結果、平成 22 年度から維持管理費について精査し、年間委託料を定め、委託料を管理先に支払い、実状にあった施設管理を行っています。また、平成 21 年度に老朽施設検討委員会を設置し、今までの検討結果は次のとおりです。

旧南小学校体育館	現施設を取り壊し、敷地を有効利用できるよう検討します。
旧北小学校校舎・体育館	平成 22 年度に旧施設を取り壊し、文化財資料館「山清路の郷資料館」を建設しました。
旧北部保育園	平成 25 年度に旧施設を取り壊し、大日向地区の公園として整備しました。
卒塔坂教員住宅	当面、現施設を村営住宅として有効利用します。
ファミリースポーツパーク	平成 22 年度にドラゴンコースターが危険なため、取り壊し平成 23 年度にかけて、テニスコート・遊具・マレットゴルフ場・クラブハウス等を改修または整備しました。
旧歯科診療所・商工会	現施設を利用し書庫等として活用します。
旧校長住宅	当面、現施設を村営住宅として有効利用します。
下生坂東部第 2 住宅	平成 21・22 年度に旧施設を取り壊し、認知症対応型デイサービスセンター「はるかぜ」を建設し運営を行っています。

## 5 各部会別将来計画

### ◆総務部会◆

#### (1) 議会運営

##### ア 議会議員の定数

議会議員の定数は、平成 16 年 12 月定例議会で議員提案され、平成 17 年 5 月改選時から 12 人から 10 人に減員されました。人口規模からみても、さらに減員をするべきとの声もあり、議会内で検討を続けてきました結果、平成 20 年 9 月定例会で議員定数を 8 人とすることを決定し、平成 21 年 4 月の選挙から実施しました。

##### イ 議員活動

毎年実施している県、郡の議員研修会に出席し、議員の資質の向上に努めるとともに、平成 24 年度は元気塾の皆さんや女性の会及び昭津区、平成 25 年度には正副区長、いくさか大好き隊員との懇談会を行いました。今後さらに各種団体や村民の皆さんとの懇談会を計画しています。また、議会独自で事業評価を行い、行政視察研修での良い事例を生坂村でも反映されるよう、研究・検討していきます。平成 25 年 12 月 20 日には、今年度新規事業の提案文書を村長に提出しました。

村政に関する課題及び村民の意見を把握し、村民の負託に答えるとともに、議員活動についても村民の皆さんに説明していきます。

また、議会基本条例についてさらに研究をしていきます。

##### ウ 議会の議員の報酬

報酬については、平成 14 年度から 19 年度までは暫定的に 2～10%の減額をしてきましたが、平成 20 年度は条例の本則を変え、今までの暫定的な削減より手当も含めた年間の支給額で低くなる額となりました。また、平成 20 年度までの減額状況は次の表のとおりです。

(単位：％・千円)

職名	条例	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度から
	金額	減率	金額	減率	金額	減率	金額	条例改正により
議長	290	8	267	10	261	10	261	267
副議長	217	8	200	10	196	10	196	200
委員長	197	8	182	10	178	10	178	182
議員	195	8	180	10	176	10	176	180

(条例の額の変更により、手当を含めた総額は減ることになります)

平成 20 年度の条例改正（議員定数の減）により、議員の人件費が 663 万 6 千円程削減となりました。国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、議員報酬も平成 25 年 10 月から平成 26 年 3 月まで 5 % の減額をしました。

## (2) 常勤特別職の配置・給与

常勤の特別職の給与は、平成 14 年度から 19 年度まで 10%～30%減額してきました。平成 16 年度は機構改革を行い、収入役を置かず、その職を助役が兼掌するため、常勤の特別職は、村長、助役、教育長の 3 名となりました。

つづいて、平成 19 年度には、法改正で助役が副村長、収入役は一般職の職員が行うことになり総務課長が会計管理者を兼ねました。平成 23 年度からは副村長を置かず、会計管理者を置いています。現在、常勤の特別職の給与の減額状況については、下の表のとおりです。

(単位：％・千円)

職名	条例	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	平成 23 年度
	金額	減率	金額	減率	金額	条例改正により	
村長	775	20	620	30	543	645	
助役	641	16	539				
副村長	641			24	488	547	設置せず
収入役	604						
教育長	543	11	484	12	478	500	

(条例の額の変更により、手当、退職金を含めた総額は減ることになります)

なお、平成 19 年度までの減額は、期間及び減額率を定めた特例措置でしたが、平成 20 年度からは、長野県の 5,000 人未満の町村の平均報酬額を考慮し条例の給料額を減額改正しました。この改正により、給与、手当等で平成 19 年度に比べ 52 万 5 千円程削減となり、退職金の年相当額で 107 万 7 千円程度支給額が減ります。

また、平成 22 年度人事院勧告により、村長、副村長、教育長の期末手当を 0.15 月引き下げました。さらに、現在は副村長を置かないため、人件費が 1,000 万円程度削減されます。

平成 25 年度には国家公務員の給与削減支給措置を踏まえ、7 月 1 日から 9 ヶ月間、常勤の特別職で 5.1%、一般職で平均 4.7%の給与の減額を実施したため、680 万円程の給与が削減されました。

### (3) 財政

#### ア 地方交付税の動向

地方交付税においては、これまでの決算でもわかるように歳入の大半を占めており、当村は、交付税依存による財政運営と言えます。

普通交付税では、平成 22 年の国勢調査による人口の減少や平成 24 年度の積雪級地の見直し等により普通交付税の算定基礎そのものが縮小となってきたことから、将来的に地方交付税は減収となる厳しい状況が予想されます。

地方交付税の状況（平成 17～25 年度実績、平成 26～30 年度見込）（単位：万円）

年 度	地方交付税	増減額	(左記のうち)	
			普通交付税	増減額
平成 17 年度	11 億 4,723	▲ 1,539	10 億 5,368	2,432
平成 18 年度	11 億 2,345	▲ 2,378	10 億 1,617	▲ 3,750
平成 19 年度	11 億 2,869	524	10 億 1,078	▲ 539
平成 20 年度	11 億 8,417	5,548	10 億 5,957	4,879
平成 21 年度	11 億 9,994	1,577	10 億 6,830	873
平成 22 年度	12 億 4,683	4,689	11 億 3,356	6,526
平成 23 年度	12 億 3,325	▲ 1,358	10 億 9,802	▲ 3,554

平成 24 年度	11 億 5,415	▲ 7,910	10 億 3,699	▲ 6,103
平成 25 年度	11 億 8,489	3,074	10 億 4,869	1,170
平成 26 年度	11 億 6,300	▲ 2,189	10 億 3,300	▲ 1,569
平成 27 年度	11 億 0,100	▲ 6,200	9 億 9,100	▲ 4,200
平成 28 年度	10 億 7,500	▲ 2,600	9 億 6,500	▲ 2,600
平成 29 年度	10 億 2,600	▲ 4,900	9 億 5,600	▲ 900
平成 30 年度	9 億 7,500	▲ 5,100	9 億 2,500	▲ 3,100

## イ 財政の状況及び取り組み

当村の財政状況は、歳入においては自主財源である地方税は減収傾向となっています。交付税は、国の経済対策や財源措置によりこれまで安定した収入が見込まれてきましたが、今後の見通しにおいては、国の財源措置は見込まれておらず、人口規模に応じて、年々減少していくものと考えられます。また、人口が減少しつつも、高齢者人口が多いことから、社会福祉経費などは今後も必要となり、支出の減額は見込めない状況となっています。

これらのことから、将来的には、村の財政運営上、財源不足額が生じることも考えられるため、以下のとおり、取り組みを継続し実施していくこととします。

- ・歳出における徹底的な見直し、削減（事業の点検、評価によるハード事業の縮小、事務事業の廃止、縮小、公共施設のLED照明推進によるコスト削減）
- ・繰り上げ返済などによる公債費の適正な償還、将来的な負担を考慮した村債の発行抑制
- ・村づくり計画、その他事業計画に基づく健全、確実な事業遂行
- ・財政状況の積極的な情報公開（広報いくさか、ホームページ、ICN〈生坂村コミュニケーションネットワーク〉の活用など）

## ウ 今後の財政見通し

歳入では、これまでの収入状況を踏まえ、地方交付税は、各算定費目や公債費算入による需要額を加味し、歳出は予想されるすべての事務事業を細節ベースで細かく積み上げ、今年度から平成 30 年度までの財政状況をシミュレーションした結果、今後 5 年間は財源不足による基金の取崩しを行わず運営できる見通しですが、各年度において、大きな余剰は見込まれていないことから不測の支出によっては、基金を繰り入れることも考えられる状況となつ

ています。今後も、行政評価等の見直しを実施しながら、事業を進める上で必要性や緊急性を充分に見極め、持続可能な財政運営を目指していくことが重要であると考えられます。そのためにも、毎年度村政懇談会を行い、住民が真に必要とする事業を見定めていきます。

※ 財政シミュレーションに関する資料は 50～54 ページに添付しています。

#### エ 過疎対策事業債

過疎対策事業債は、過疎地域自立促進特別措置法により実施されていますが、この法は施行年次が定められた時限立法であり、平成 21 年度が期限とされていましたが、平成 22 年度に同法を改正し過疎対策事業債の対象事業として地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化等に関するソフト事業が加わり、法の施行年次も 6 年間の延長となりました。また、ソフト事業については、継続的に村の実状に応じた事業に活用を図っていくこととし、これにより生じた資金は、将来的に村の事業へ活用が図られるよう、年度ごと基金へ積み立てをしています。

#### (4) 行政運営及び職員給与

役場の職員数については、平成 11 年度 52 人いた職員が、平成 17・18 年度には 42 人、平成 19 年度に副村長・教育長の職員からの登用で 2 名が減員され、平成 11 年度に対比し、12 名が純減され 40 名となっています。また、平成 20 年度末では 1 名が退職し、平成 21 年度は新規採用を 1 名行いました。平成 24 年度から、定年による減員対策により新規採用を行っていますが、福祉など住民サービスが低下しないように効率の良い内部組織構成を検討しながら、人事の活性化を図り、年齢構成のバランスをとるため、新規職員の採用を考慮していきます。

#### ア 職員の給与見直し

組織の見直しとともに、職員の給与について見直し、スリム化を図ります。

また、人事院勧告により、次のように平成 18 年度から給与制度を改正しました。

- ・ 俸給表を 8 級制から 6 級制に改正し、事実上大幅な減額となりました。
- ・ 昇給も人事評価制度を導入し、職員の意識改革を図るとともに人材育成を図ります。
- ・ 職員の昇給は、55 歳以上昇給抑制になりました。

#### イ 村づくり推進室の活動

平成 18 年に村づくり推進室を設置し、村づくり計画を村民総参加の計画に近づけるため、



1人でも多くの村民から村づくりについての意見を出していただくよう村政懇談会を実施し、その意見を検討し当計画に反映していきます。

また、第5次総合計画で計画した、地域活動の基盤づくり、ボランティアの統一化、広域交流の推進、空き家の利用、廃屋対策について調査研究し事業推進を行います。

すべての事務事業について、毎年度評価・見直しを行い選択、効果的に事業を実施し、行政経費の削減合理化を図っていきます。

平成22年度においては、空き家バンク制度を立ち上げ、約20軒の所有者のご協力により空き家登録を行い、村内へ永住を希望する方に紹介しています。平成25年度までに、空き家バンク制度を利用し6世帯の方が移住しました。今後も空き家の再調査を行い、定住希望者の募集強化を図っていきます。

事業評価については、平成19年度から5年計画で様々な事業について実施してきましたが、予定した事業の評価が終了したことから、平成24年度から新たに第二次事業評価として、平成28年度までの評価予定により各事業の評価を実施し、事務事業に反映していきます。

また、平成23年度から新設しました村独自の生坂村絆づくり支援金制度により、協働事業の推進を行うとともに、各地区の特色を活かした事業に対し支援していきます。

さらに、地域発 元気づくり支援金を活用し、地域リーダーを育てる事業として各区より3名、議員、地区担当職員が参加し「生坂大好き塾」を平成23年度から開催しました。4年目となる今年度は、松本大学との域学連携事業を活用し「生坂大好き塾」を開催して、地域リーダーの育成を図り、各地区の特徴を活かした地域づくりにつなげていきます。

また、人口の減少と高齢化により道路整備や農地の保全など、困難となる集落が出てきていることから、平成25年度からいくさか大好き隊員（地域おこし協力隊員と集落支援員）の協力体制による地域づくりと様々な支援の充実強化を図っていきます。

#### ウ 職員資質の向上

職員の資質向上・意識改革についても、自己能力を100%引き出すため研修センター等の研修機会を活用し、職員の資質向上を行い、地方分権に対応できる人材の育成に努めるとともに、人事評価制度を平成23年度から本格導入しました。この評価結果の給与への反映により、意欲ある人材の育成に努めていきます。

## エ 住民対応の充実

多様化する住民ニーズに対応し、住民が必要とする事業について、積極的に国・県と協議し事業推進を行っていきます。窓口の対応についても、迅速かつ親切な対応に心がけ、住民の満足の向上を図っていきます。

## オ 行政のスリム化

財政規模の動向に合わせて、長期的な展望の中で公営企業・公益法人等も含めた定数を定め、効率的かつ弾力的な人員配置を検討します。

## カ 行政改革のさらなる推進

平成 13 年度から行政改革を行い、次の表のように人件費で 1 億 2 千 3 百万円、物件費の経常的経費で 4 千百万円（平成 18 年度には電算の更新が 4 千万円かかりましたので増えています。）程削減しました。また、平成 20 年 3 月に制定した条例により複数年の契約ができるようになりましたので、公共施設の管理に関する委託料及びコピー機等の賃貸借契約について、消費税の増税に対するコストを抑えることができました。今後も発注体系の検討及び職員の節約意識の高揚等を図るとともに、行政改革に関する集中改革プランを基に、さらなる改革を断行します。

これに加え、平成 19 年度より実施した事務事業評価が昨年度に全事業評価終了したことから平成 24 年度から平成 28 年度にかけて新たに評価事業を定め、事務事業の評価を行い、住民が必要とする事業を見定めていきます。

年度別決算状況（普通会計・人件費及び物件費）

【単位：万円】

項目 年度	人件費 (前年度 比)	物件費 (前年度 比)								
			賃金	旅費	交際 費	需用費	役務費	備品 購入	委託料	その 他
13	44,506	27,532	3,585	690	151	9,441	1,153	542	7,871	4,099
	(▲1,130)	(▲463)	(▲370)	(▲81)	(12)	(▲529)	(34)	(174)	(638)	(▲341)
14	44,142	26,639	3,442	688	138	9,086	1,046	703	7,735	3,801
	(▲364)	(▲893)	(▲143)	(▲2)	(▲13)	(▲355)	(▲107)	(161)	(▲136)	(▲298)
15	42,042	27,155	2,845	503	106	7,540	1,239	665	10,680	3,577
	(▲2,100)	(516)	(597)	(▲185)	(▲32)	(▲1,546)	(193)	(▲38)	(2,945)	(▲224)
16	38,214	26,790	2,605	318	71	6,738	1,278	279	12,632	2,869
	(▲3,828)	(▲365)	(▲240)	(▲185)	(▲35)	(▲802)	(39)	(▲386)	(1,952)	(▲708)
17	33,320	23,867	4,433	315	35	6,213	1,182	168	9,629	1,892
	(▲4,894)	(▲2,923)	(1,828)	(▲3)	(▲36)	(▲525)	(▲96)	(▲111)	(▲3,003)	(▲977)
18	35,160	27,507	4,434	349	23	6,427	1,039	272	13,122	1,841
	(1,840)	(3,640)	(1)	(34)	(▲12)	(214)	(▲143)	(104)	(3,493)	(▲51)
19	36,131	25,620	4,282	244	37	6,705	972	489	10,765	2,126
	(971)	(▲1,887)	(▲152)	(▲105)	(14)	(278)	(▲67)	(217)	(▲2,357)	(285)
20	35,413	26,869	4,635	194	31	7,091	962	647	11,058	2,251
	(▲718)	(1,249)	(353)	(▲50)	(▲6)	(386)	(▲10)	(158)	(293)	(125)
21	34,360	32,020	5,509	201	24	6,768	1,232	1,237	15,052	1,997
	(▲1,053)	(5,151)	(874)	(7)	(▲7)	(▲323)	(270)	(590)	(3,994)	(▲254)
22	34,186	32,300	5,926	176	22	6,369	1,127	1,868	14,387	2,425
	(▲174)	(280)	(417)	(▲25)	(▲2)	(▲399)	(▲105)	(631)	(▲665)	(428)
23	34,587	31,591	7,075	245	37	6,840	1,090	1,451	12,429	2,424
	(401)	(▲709)	(1,149)	(69)	(15)	(471)	(▲37)	(▲417)	(▲1,958)	(▲1)
24	33,823	31,531	7,431	223	30	6,627	1,134	1,290	12,122	2,674
	(▲764)	(▲60)	(356)	(▲22)	(▲7)	(▲213)	(44)	(▲161)	(▲307)	(250)

## キ 情報公開体制の確立及び高速情報通信施設の整備

広報いくさか、ホームページ・I C N（生坂村コミュニケーションネットワーク）・防災行政無線の連携を強化し、維持管理経費と事業効果を比較検討し低コストで、効率の良い開かれた情報公開体制を確立します。

I C Nの自主放送について、平成 21 年度からデジタル放送で放映できるよう整備しました。これに合わせ、議会本会議の中継の実施、放映ソフトの拡充を行い、放送内容の充実を図りました。また、平成 24 年度からは従前の文字放送に合成音声システムを導入し、小さな子どもから高齢者までが視聴しやすい自主放送に努めています。

平成 19 年度に各情報公開事業を総合的に検討する情報発信委員会を設置しました。各情報公開事業の連携を強化し効率の良い開かれた情報公開体制を確立します。

また、広報いくさか、ホームページ・I C N（生坂村コミュニケーションネットワーク）・防災行政無線の内容の充実を図るため、現在、情報モニターとして 6 名の方を委嘱しています。

平成 21 年度に地域情報基盤整備事業により、高速通信回線の整備を行いました。この事業実施により、インターネットサービス等の内容が拡充されました。平成 22 年度においては、当施設を N T T 東日本と長期的賃貸借契約を締結し、光フレッツサービスの提供を行い、現在、約 350 件の家庭で加入していただき利用しています。

## ク 村営バス運行事業【村営バス、周回バス、保育園バス、スクールバス】

バスの運行管理業務について平成 16 年度から入札を行い、民間委託により経費削減に努め事業を行ってきました。

しかし、平成 19 年度から始まった安曇野市によるデマンド交通の実施と平成 20 年度から明科地区のスクールバス利用もなくなり、利用者の減少により運賃収入が著しく減っております。

そのため、村では「生坂村地域公共交通協議会」を平成 20 年 3 月に立ち上げ、平成 20 年度に国の「地域公共交通活性化・再生総合事業」を活用し、運行の見直しを行いました。その結果、平成 21 年度から村営バスの愛称を『いくりん』とし、バスの小型化、周回デマンドバスの導入、やまなみ荘を起終点とした路線バスと周回デマンドバスとの乗り継ぎの利便性向上を図り、また夜 8 時台の周回デマンドバスは高校生の部活動に対応できるようにするなどの実証運行を 3 年間行い、平成 24 年度から本格運行に移行しました。今後、持続可能

な運行システムの構築を目指しています。

平成 24 年度からは、運行事業費に対する継続的な補助を受けるため、国の地域交通確保維持改善事業を活用し、村負担経費の削減に努めていきます。

#### ケ 消防団の組織と再編成

現在、3分団制 8 部で構成されており、団員の条例定数も 155 名として 8 年を経過した現在もその定数で活動しています。定数を減らさずに活動してきた事が評価され、消防庁長官の地域活動表彰を受賞しました。

平成 21 年度には、幼少時からの消防活動への理解を深めるため、保育園児による『いっくっ子消防団』を結成して、出初め式に参加するなどの活動をしています。

現在の消防団員は団員適齢者が年々減少し、155 人の定数を満たすことも困難となりつつあるため、今後は本部の体制強化（役場職員の団員化）や分団の組織改革を行い、機能別分団・団員の構成の検討と、消防協力隊などとの連携により有事における初動体制の強化を図ってまいります。

今年度からは、20 年以上経過した小型動力ポンプ積載車両を計画的に更新し、消防設備の強化を図ります。

#### コ 防災対策

各地区に自主防災組織の立ち上げをお願いし、平成 23 年度までに 10 区で自主防災会が設立されました。地域防災力の低下を防ぐため、村では宝くじ助成事業を活用し、10 区全てに自主防災倉庫並びに資機材を整備しました。整備された資機材等を活用し、災害時における住民と行政の協働による活動を推進していきます。

平成 21 年度には、ハザードマップを作成するとともに、地域防災計画の見直しを行いました。災害対策基本法が改正されたことなどから今年度、地域防災計画の全面見直しや職員災害対応マニュアルを改正します。また各避難所の整備については、地区との協議を進めながら、耐震対策を図り、災害時に迅速な対応ができるよう推進していきます。

また、避難所としているやまなみ荘に太陽光発電が整備されたことから、大規模停電時にも瞬時に対応できる避難所として活用するとともに避難方法や避難所の整備についてさらに検討していきます。

平成 25 年度には、国民保護関係情報や震度速報等の緊急情報を直ちに防災行政無線（同報系）のスピーカーや戸別受信機から放送できる全国瞬時警報システム（Jアラート）の自

動起動装置を整備し、緊急時の情報伝達体制を強化しました。

また、地域特性に配慮した警戒避難体制の整備として、5区で土砂災害に対する住民懇談会の開催、防災マップの作成や豪雨災害を想定した避難訓練を実施しました。今年度は、残りの5区で実施し、住民主導型の警戒避難体制づくりを推進します。

また、緊急時の医療体制の整備や村内に居る看護師の協力、確保など新たな地域防災計画の改正にあわせて実施していきます。特に、災害時の医療救護体制の整備については、当村において大きな課題となっていますが、3市5村、医療関係者等で構成されている松本広域圏救急・災害医療協議会において広域的に連携を図ることとし、平成25年度に災害時の医療連携に関する指針が策定されました。指針において、災害時に医療救護活動を支援するペア病院として当村には安曇野赤十字病院が定められ、病院とは「大規模災害発生時における医療救護班派遣に関する協定」を締結しました。今後は、ペア病院、松本広域圏内の関係機関と平時から連携し顔の見える関係を築き、災害時の医療救護体制の強化を図ります。

#### サ 交通安全・防犯体制の確立

安曇野交通安全協会生坂支部や安曇野警察署の協力を得て、保育園、小・中学校の交通安全教室を開催し、交通安全意識の高揚、知識の普及に努めるとともに、交通危険箇所の点検、交通安全施設の計画的整備に努めていきます。

地域の防犯思想の高揚、普及を図るため、平成23年度に生坂村防犯協会を設立しました。青少年の健全育成や非行防止、また、一人暮らしの高齢者の犯罪防止などに関係機関や各種の団体と連携を図りながら、地域ぐるみで防犯体制の確立に努め、複雑化する犯罪の未然防止に努めていきます。

#### シ 選挙（投票区の区域の変更）

人口の減少に伴い、選挙人名簿登録者数は2千人を割り込み、各投票区における有権者数の格差が徐々に拡大する傾向にあります。選挙を行うについて、各投票所に管理者・立会人・選挙事務従事者等の報酬及び事務経費が必要となります。投票率の向上や投票の利便性は最も重要なことですが、選挙制度の改正で期日前投票や郵便投票など、有権者が投票しやすい環境が整備されました。このため、行政の効率化や経費削減の趣旨から、平成25年度に投票区を5から3に変更しました。

## ◆住民部会◆

### (1) 村の収入・財源確保

#### ア 村 税

(単位：万円)

	平成 25 年度	平成 26 年度	比 較	備 考
個人住民税	5,396	5,383	▲13	景気回復の兆しはあるものの、人口の減少や高齢化により増収は望めません。
法人住民税	802	605	▲197	一定の景気回復は見込んでいますが、都市圏外への波及は、まだまだ先と思われます。村内企業全体としての業績の伸びは見込めません。
固定資産税	8,730	8,562	▲168	新築家屋の件数も少なく評価額は減少するほか、償却資産評価額の減少により減収の見込みです。
軽自動車税	587	581	▲6	所有台数はわずかに減少しているものの横ばい状態です。
村たばこ税	252	239	▲13	平成 22 年 10 月のたばこの値上げや禁煙者の増加により販売数の減少が進みましたが、現在は横ばいの状況です。
計	15,767	15,370	▲397	

※平成 25 年度は当初予算（現年分のみ）

※平成 26 年度は当初予算（現年分のみ）

#### イ 納 税

村が村民に対し行う教育、人権保障、その他サービスについて負担していただく村税は、村の主要な自主財源であるとともに、納税は村民が負う義務となります。

## ウ 収 納

主要な自主財源の村税は、負担の公平性を重視し、賦課したものを確実に収入にしていけることが求められますので、村税は現年度分の収納率 99%以上、国民健康保険税は収納率 98%を目標として、8月・12月と5月を滞納整理強調月間にして徴収事務にあたり、徴収率の向上に努めています。また、県の個人県民税対策室と協働滞納整理の協定を結び、長野県地方税滞納整理機構の協力を得ながら大口や悪質な滞納者に対応し、村全体の滞納額の減少に努めています。

## (2) 児童福祉

### ア 保育施策

地域性・独自性を大切に、質の高い保育を目指して保育のニーズに応える施策を進めていきます。

- ・仕事をしている保護者への子育て支援として、一時保育や体験保育、長時間保育（早朝・夕方）を行っているほか、育児に対する悩みを軽減するために子育て相談も行っています。そして、一人ひとりの子どもたちをしっかりと見守る保育に取り組んでいます。
- ・特別な支援を必要とする子どものための加配保育士を配置し、個別保育を進めています。
- ・平成 23 年度から地域と連携しての防災活動を行っていますが、今年度もより実践的な訓練を行い、地元の皆さんや保護者とともに防災意識の向上に務めていきます。
- ・補助制度で購入をした絵本を有効に活用し、子ども達が絵本好きになることは勿論、保護者の方々にも絵本の選び方、与え方を知って、本好きにするための活動を進めていきます。
- ・異文化を子ども達に伝えることを目的に平成 21 年度から『イングリッシュランド』事業を行っています。一人ひとりの個性を認め合い、それぞれの文化を尊重して共に過ごすことを楽しめるように、これからも保育内容の充実を図っていきます。
- ・平成 21 年度から行っているエコ活動は、食育活動と併せ、物の大切さや環境への意識を高めるためにこれからも続けていきます。

### イ 児童手当制度

平成 25 年 6 月の手当からは所得制限が適用されました。今年度は、子育て世帯に対する臨時特例給付措置が実施され、平成 26 年 1 月 1 日に児童手当が支給された児童 1 人につき



1万円が支給されます。（臨時福祉給付金の対象者及び児童手当特例給付対象者は除く）

### （3）社会就労センター

昨今の厳しい経済情勢下で授産事業などへの発注の減少や雇用情勢の悪化に伴い、生活困窮者、障がいのある人の働く場所である社会就労センターの役割は益々重要となっています。安定した事業経営に向けて、現在下請け中心の作業に取り組んでいます。「生きがい活動」的な施設として位置づけ、地域に根ざした就労、活動といった取り組みをしていきます。利用者の就労の機会と工賃アップや社会参加を促進すると同時に、企業と緊密な信頼関係を構築して長期的な取引ができるように努めていきます。

また、今年1月からは施設授産作業員定数を20人に変更し、家庭でも作業ができるよう50人定員の家庭授産を新設しました。

これにより就労することで得られる工賃と達成感、笑顔で会話し根気よく作業をすることにより、社会で仕事をする意欲を創出できるよう利用者の社会参加を応援していきます。

### （4）後期高齢者医療制度

後期高齢者の健康管理意識の啓発及び健康相談等を通して、事業を推進していきます。

また、制度加入時に保険料負担のなかった方や低所得者の負担が増えないように、制度修了まで軽減措置を行っていきます。

また、平成25年度より要望のあった人間ドックの助成を実施しております。助成額は国民健康保険と同様に日帰り25,000円、1泊30,000円です。ただし、申請受付期間は4月から1月までです。

### （5）歯科診療所

今年度、過疎債を活用して診察用の椅子2脚とパソコンを更新します。

妊婦を対象にした検診や子供の口腔衛生意識の向上に努め、予防医療により利用者の増加を図ります。

### （6）環境衛生

ア 環境保全

村内一斉美化運動など住民と行政とが協力して地域環境の美化、良好な景観形成に取り組み、安全かつ快適な生活の障害となる不法投棄などの環境悪化要因の発生を未然に防止するため、村内全域に監視員を配置しパトロールを実施します。また、必要に応じてネットや看板をこれからも設置します。

一般家庭ごみについては、分別収集を住民に徹底し、ごみの減量化、再利用、再資源化に努めていきます。特に可燃ごみの減量化を進めるため、生ごみ処理機購入の補助を推進するとともに、公共施設のさらなるごみの減量化を図っていきます。また、県で推進しているレジ袋無料配布中止活動の取り組みとして、マイバック持参の啓発をしていきます。

地区のごみ集積所は老朽化や破損して使いにくいものがあります。これについては、破損しているものから随時更新していきます。

平成 24 年度から地球温暖化防止対策設備設置費補助金として、ソーラー発電施設などへの補助制度も導入していますので、積極的に推進していきます。

#### イ 火葬費用

平成 24 年度から人生の終焉を迎える火葬場での火葬料 7,000 円の個人負担を、加入している豊科広域葬祭センターに限り村で負担しています。

### (7) やまなみ荘

今年度から、いくさか大好き隊員を 1 名配置して、観光事業とやまなみ荘を連携させて、観光事業を企画立案して行う事により、村内及びやまなみ荘への誘客数の増加に導くように進めていきます。

また、平成 25 年 1 月に生坂村・池田町・松川村商工会の指導員から、やまなみ荘の過去 3 年間の経営状況から現状の課題を検証して、解決に向けての提案をいただきました。その中で、やまなみ荘の提供できる癒しを商品化することや、トレッキング、巨峰などの特徴を活かして季節ごとの企画を作り、年間計画を立てること。経費削減に向けての取り組みまた、一番大事なものは、来ていただいたお客様に喜んでいただける接遇と、声になっていないクレームに気付き改善していく事によりいくことだと書かれています。

これらの提案をもとに、お客様に満足していただけるよう、日々の業務内容をチェックしながら、ゆっくり過ごしていただける施設にしていきます。

## ◆健康福祉部会◆

### (1) 高齢者福祉

高齢者が住みなれた地域で安心して生活できるよう、また自立した生活が少しでも長く続くよう、「いくさか大好き隊員」による高齢者の生活を見守る事業を行っています。高齢者のみの世帯が増加し日々の見守りが大切となり、課題となってきています。今年度から、それぞれの世帯に合った見守りシステムの導入費用への助成を行い、これまで行われてきている隣近所での見守りについても引き続き行われるよう啓発に努めます。

また平成 23 年度から「かしわ荘」と「はるかぜ」の利用者を家族が一時的に介護等ができない場合、両施設に宿泊できる緊急宿泊支援事業に取り組んでいます。生活に密着した様々な支援を図るとともに、介護保険制度の充実及び社会福祉協議会との連携により、様々な介護予防サービスの提供を行っています。

生坂村社会福祉協議会については、主体的な取り組みを基礎とした民間組織であるという基本原則のもと、平成 24 年度に開催・諮問した「あり方検討委員会」での答申を受け、平成 25 年度から理事・評議員等の役職員の構成を見直しました。今後も、そうした自主的な運営に向けた取り組みを支援します。

#### ア いくさか敬老の日

村内に住む 70 歳以上の方全員を対象に、年 1 回「いくさか敬老の日」を開催します。高齢者に対し、今迄のご苦勞に感謝の意を示すとともに、楽しいひとときを過ごせるような内容を考えていきます。

#### イ 養護老人ホーム運営事業

措置入所となる養護老人ホーム（温心寮）は、松塩安筑老人福祉施設組合で運営され当村からも入所者がおり、引き続き事業運営に参加していくとともに、入所要綱に沿い施設介護が必要と判断された場合は、速やかに入所できるよう判定会議への参加、施設側との連携等をしていきます。

#### ウ 高齢者生活福祉センター「ふれあいの里」

入居は、交通の便が悪く特に冬場は移動が困難な一人暮らしや二人暮らしの高齢者が、利用することを重視しています。介護認定を受けた方も、安心してデイサービス、ヘルパー派遣事業を利用しています。自宅で農業等に従事することもでき、介護予防を兼ねながら活用

しています。

#### エ 一般高齢者事業 元気塾

一般高齢者を対象に、介護予防目的で行っている事業です。元気な高齢者が自立した日常生活を送れるよう、ストレッチ体操、筋力アップ、認知症予防等の指導を継続します。

#### オ 特定高齢者事業 お達者教室

生活機能評価表の結果を基にスクリーニングされた方々を対象に、介護予防を実施しています。

個々の介護予防ケアプランに沿って、1人ひとりのプランを基に、運動、栄養、口腔、生活機能総合(認知、うつ、閉じこもり)の改善を図っています。

#### カ 配食サービス

高齢者、障がい者が自立した在宅生活を送れるよう支援するため、福祉事業の一環として配食サービス事業を継続します。配食回数は週6日とし、うち5日間は社会福祉協議会へ委託、1日はボランティアによる調理・配食とし事業を実施しています。

#### キ 軽度生活援助

日常生活上の軽易な手助けや必要な援助を行うことにより、高齢者の一人暮らしや二人暮らし世帯、障がい者の自立した生活を支援します。介護保険制度が創設されたことに伴い支援は週1回とします。サービス提供者(社会福祉協議会)との連携を密にし、介護保険制度へのサービス移行をスムーズに行い、利用者に不利益が生じないよう事業を進めていきます。

#### ク 福祉有償運送サービス

自宅と病院間の移送、介助や投薬の受け取りなど、高齢者や障がい者の外出の利便性を図るための移送を行います。対象者は、介助を必要とし他の公共交通機関を利用することが困難と認められ、下記のいずれかに該当し、社会福祉協議会に登録した方です。

- ① 介護保険法で認定された方
- ② 障害者手帳をお持ちの方
- ③ 一人暮らし、二人暮らしで、バス停までの距離が遠く、介助が必要な概ね65歳以上の方

#### ケ 家族介護用品支給事業

在宅で生活している要介護認定3以上の高齢者を介護している家族に、介護用品の購入に係る費用の一部を助成します。要介護4・5と認定されていて、村民税非課税世帯の方には

月 5,000 円、それ以外の方には月 1,000 円を助成します。対象となる介護用品は、紙おむつ・尿とりパット・使い捨て手袋・防水シート・おしり拭き・清拭剤及びドライシャンプーです。

#### コ 寝たきり者理髪給付事業

寝たきり在宅高齢者(要介護認定3～5、且つ障がい高齢者の日常生活自立度B判定以上)の方に対し、在宅訪問による理髪を受けるための費用の一部を助成します。助成金額は1回2,500円で年度における給付回数は6回以内とします。ただし、デイサービス等に理髪業者が出向いた場合の助成金額は1,000円とします。

#### サ 高齢者緊急通報システム設置費補助金

一人暮らし高齢者世帯が設置する、緊急通報システムの設置費用の助成を行います。それぞれの世帯の実情に合ったシステムの導入に対し、その初期設置費用50,000円、月々の利用料2,000円を上限として助成します。

#### シ 長寿会連合会

長寿会への加入者が増加するよう会と協議し、活動内容の検討を行います。

#### ス 成年後見制度

権利擁護意識の啓発活動に努めるとともに、成年後見制度の啓発・活用を勧めます。成年後見制度については、2市5村で設置している成年後見支援センター「かけはし」と連携しながら体制を強化していきます。

## (2) 介護保険

平成12年に導入された介護保険制度は、高齢者の「自立支援」と「尊厳の保持」を基本として、制度の「持続可能性」を高めつつ、介護予防の推進や地域包括ケアの充実をめざしてきました。3年ごとに見直しされる計画は平成24年度から第5期計画となり今年度は最終年となります。引き続き介護予防の推進に重点を置くとともに、高齢者が地域の中で孤立することのないよう地域で支え合い高齢者の自立を支援していきます。また、平成27年度から始まる第6期計画の策定については、制度改正等の内容を的確に把握し当村の実情に合った計画を策定します。

村においては認知症高齢者の増加に伴い、認知症対応型デイサービスセンター「はるかぜ」が平成22年12月に開所しました。認知症の方やご家族に専門的なケア・介護サービスを提供することにより、住み慣れた地域でいつまでも暮らしていける体制を整えていきます。

第5期の介護保険料は、介護保険事業にかかる給付費と被保険者数等を基に保険料を算出し、所得に応じた6段階で、基準月額を第4期より400円値上げして3,680円に設定しました。

#### ア 地域包括支援センター

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を一体的に実施する役割を担います。健康管理センター内に設置し、業務は下記のとおりです。介護予防事業等、社会福祉協議会と連携し実施していきます。

##### ○ 包括的支援事業

- ・介護予防ケアマネジメント
- ・総合相談・支援
- ・権利擁護
- ・包括的・継続的ケアマネジメント支援
- ・家族介護交流会の開催

##### ○ 介護予防支援業務

- ・指定介護予防支援事業所として、要支援者のケアマネジメントを実施

### (3) 障がい者福祉

#### ア 障がい者の自立支援

障がい者が、住みなれた地域で自らの意思で暮らすことができるよう、障害者総合支援法に基づきそれぞれの状況に適したサービスを提供し、就労や生活、社会参加の支援を継続していきます。

- ・在宅支援事業
- ・施設支援事業
- ・補装具修理・交付及び更正医療の給付事業
- ・社会就労センターへの通所事業
- ・地域生活支援事業（日常生活用具給付、移動支援等）

#### イ 障がい者の虐待防止

障がい者に対する虐待は障がい者の尊厳を害するものであり、自立及び社会参加にとって

虐待を防止することが極めて重要であることから、障がい者の虐待防止に関する法律が平成24年10月から施行になりました。健康管理センターを虐待防止センターと位置づけ、届出や相談への対応、関係機関と連携し迅速な対応ができるよう努めていきます。児童、高齢者も含めた虐待全般について対応をしていきます。

#### (4) 福祉医療給付

子どもを育てる環境づくりと高齢者及び障がい者のための施策として、県単福祉医療制度との整合をとり、必要と考えられる制度は村単で対応するため、障がい者の対象制限を緩和し、乳幼児の対象者を拡大することで安心して生活できるよう維持します。

- ・ 県単福祉医療給付事業
- ・ 村単福祉医療給付事業（乳幼児の対象は平成23年度から18歳までの医療費無料化）

#### (5) 保健医療

健康教室等の開催により健康づくり意識の高揚を図り、各種健診と健康相談による病気の早期発見や生活習慣病の予防に努め、健康に生活する事で医療費の削減を図るとともに、母子保健の充実に努めます。

##### ア 健康づくり

健康応援隊で、地域に運動指導士、保健師、管理栄養士、歯科医師などが出向き、食生活改善推進協議会、健康推進員の協力を得ながら特定健診の受診を勧め、積極的な健康指導を行っています。

健康や医療に関する正しい情報の発信に努めます。その中でもジェネリック医薬品について啓発普及に努め、正しく理解し選択できるようにしていきます。

- ・ 各種がん検診、循環器健診
- ・ 健康教室及び個別健康教室
- ・ 健康推進員会及び食生活改善推進協議会の運営
- ・ 高齢者インフルエンザ予防接種助成

##### イ 医療環境の整備

広域的に医療機関との連携を強化しながら、身近な医療から高度医療、在宅医療まで安心して医療サービスが受けられる医療体制づくりに努めます。

- ・村内内科医訪問診療
- ・どこでもMY（マイ）病院の研究
- ・休日当番医（塩筑医師会）
- ・救急医療（総合病院及び広域消防）
- ・隣接市町村医師会による乳幼児・高齢者予防接種
- ・隣接市町村の総合病院改修費用の一部負担
- ・予防接種相互乗入れ制度の活用

#### ウ 母子保健と育児支援

平成 15 年 7 月に、次世代育成支援対策推進法が制定され、村でも平成 17 年度から平成 21 年度までの前期計画を策定し、少子化対策・母子保健事業関連の対策を推進してきました。今後さらに、前期計画を継承するため平成 22 年度から今年度までの後期計画により、出生から育児の支援対策を充実させ、各母子保健事業ならびに育児事業を推進していきます。

特に母子保健については、安心して妊娠できる環境と保健管理の向上、子育て支援を目的にした犀龍小太郎助成金により助成します。

- ・犀龍小太郎助成金

##### ① 不妊治療助成事業

不妊治療をしている方については年 10 万円を限度として助成します。

##### ② 妊婦健診助成事業

妊婦健診公費負担 14 回分以外の健診に要した費用について、健康診査料の自己負担 5 回以内 25,000 円を限度に助成します。

##### ③ 幼児～18 歳までのインフルエンザ予防接種助成

インフルエンザ予防接種に対して助成します。

- ・妊婦歯科健診
- ・乳幼児健診及び教室と各種予防接種
- ・母と子の教室
- ・幼児眼科検診
- ・出産育児支援（妊産婦・新生児訪問、パパ・ママクッキング）
- ・要保護児童等対策協議会を設置し、児童虐待防止に向け地域の関係機関等の情報交換、適切な連携の下で対応していくこととします。（要保護児童等対策協議会は児童虐待の他、



高齢者虐待、配偶者からの暴力防止についても対応いたします。)

- ・子育て支援相談への協力（教育委員会と連携を図る）
- ・事務事業評価の結果により、行政改革推進委員会に諮問し拡充の答申を受け、平成 24 年度から出産祝金を次のとおりとしています。

第 1 子 50,000 円、第 2 子 100,000 円、第 3 子以降 200,000 円

## （6）国民健康保険

医療費が年々増加する傾向ですが、原因の分析を行い医療費の抑制に努めていきます。特に、保健師や看護師による訪問指導に力を入れ、多受診の防止やジェネリック医薬品を正しく理解し選択できるよう啓発普及を行います。また、レセプト点検の際に糖尿病や高血圧などの生活習慣病につながるものを拾い出し、保健指導を積極的に行います。

平成 20 年度から特定健診・特定保健指導を行っています。村では、これまでの 5 年間に実施した事業の評価を行い、平成 29 年度を目標にした「特定健診・特定保健指導実施計画書」を策定しました。この計画では、特定健診受診率、特定保健指導実施率の目標値をともに 60%に設定し、受診率等の向上に努めます。そのため実施している人間ドックの助成、日帰り 25,000 円、1 泊 30,000 円を継続し、特定健診についても、40 歳及び 50 歳の方の健診料を無料とし集団健診と個別健診により実施していきます。集団健診は、今年度より夜間に健診を行う日を設け、個別健診は、引き続き集合契約や近隣医師会との契約により、受診しやすい環境づくりに努め、医療費の削減につながるよう広く啓発していきます。

また、住民サービスの向上を図るため、今年度の保険証更新の時期に合わせ、保険証を世帯証から個人カード化に変更します。

## （7）国民健康保険税

国民健康保険税については、年々被保険者数が減少し、税額算定基礎の課税所得額と固定資産税額も減少していることから、平成 24 年度には約 4 割という保険税の大幅な引き上げを行いました。

一方、医療費の支払額は平成 24 年度から平成 25 年度で若干の増加となり、今後も増加することが予想されます。また、後期支援金と介護納付金の支払額は年々増加しています。平成 26 年度は保険税を据え置き、基金を取り崩して対応していますが、この基金も残りわず

かとなりました。これ以上の引き上げは住民負担が大きすぎるため、一般会計からの法定外繰入(補助)も検討する必要があります。

## ◆振興部会◆

### (1) 土木関係

#### ア 道路維持

村道の維持補修及び軽微な改良については、各地区の要望箇所の現状を早期に把握し、危険性・緊急性・必要性を考慮しながら実施します。

橋梁については平成 25 年度に橋梁長寿命化修繕計画を策定しました。今後は当計画により社会資本整備総合交付金事業で、平成 27 年度から修繕を行う予定です。また、幹線道路の舗装面、法面等については、今年度に安全ストック総点検事業を導入して修繕計画を策定していきます。

地域の住民と協働で実施する「おてんま」は、策定した要綱を基に原材料支給方式で実施します。

道路改良については社会資本整備総合交付金事業を導入し、1 級 1 号線の改良を平成 22 年度から実施しています。北平地区は平成 25 年度事業を翌年度に繰り越して舗装工事を行い完了します。また、草尾地区も平成 25 年度事業を繰り越して着手し進めていきます。

また、他の路線についても地域と協議し、計画的に必要な路線の改良・舗装を実施します。

#### イ 村道除雪

平成 25 年度の行政評価の結果により除雪基準の見直しを行い、積雪量が 10 cm 以上、15 cm 以上の除雪路線に 30 cm 以上の路線を追加して実施する事になりました。また、地区に貸し出している小型除雪機は管理方法を周知し、効率的・有効的な活用が図れるよう努めます。

#### ウ 村営住宅建設

今年度、新たな若者定住住宅 2 棟の建設と村内の空き家を 1 棟購入し、村営住宅として設置する事で、人口増につながるよう進めていきます。

空室となっている住宅については村のホームページに掲載するなどの入居募集をし、空室の無いように努めています。

また、若者定住促進住宅については定住を希望される方に、住宅を払い下げることも可能としました。

#### エ 治水・砂防

平成 20 年度には土砂災害警戒区域の指定を受け、異常気象時には自らが住んでいる場所の状況により避難対応を行うなど、災害を未然に防止するため、国・県との連携による危険箇所の把握や情報収集に努めます。

#### オ 河川環境整備

河川内に自生した樹木や雑草を地域住民と協働により伐採し、河川環境の改善を行うとともに活動組織の支援を実施します。また、河川を中心に「アレチウリ」が拡散し、農地や山林への被害を防ぐため、村民への啓発を行い、一斉駆除の推進に努めます。

## (2) 林務関係

#### ア 松くい虫防除事業

近隣市町村との連携を図りながら、現在進めている空中散布事業は、今年度から小立野区の山林を追加して継続し、国庫補助による枯損木の伐倒駆除事業は投資効果が上がらないことから、事業効果の見込まれる箇所及び枯損木の倒木等により通行の支障になる箇所を選定し実施していきます。

また、被害が甚大に増加した小立野、下生野、日岐区については事業費の抑制及び枯損木を根絶するために「松食い虫被害対策としての松本地域アカマツ林施業指針」の改正を行い、樹種転換促進地域に指定し面的に伐採して、燻蒸せずにその場で処理して樹種転換を行うように進めていきます。

#### イ 森林整備

平成 20 年度から導入された「長野県森林づくり県民税」を活用し、集落周辺の里山において、機能回復・災害防止・有害鳥獣による農作物被害の軽減を図るため、間伐を中心とした里山整備事業を推進します。また、森林保全の重要性を住民に周知啓発し、森林資源を活用した小中学校の林業体験事業、都市住民との交流や「森林の里親制度」に協力を希望する民間企業の受入れを推進します。

平成 25 年度に、森林資源を活用するため、上生坂新生地区で、林業再生総合対策事業により作業道路の整備を実施していきます。

平成 25 年度に、森林整備などで伐採した木材を有効活用する為に、生坂村薪ステーションを設置しました。今年度から当施設をシルバーセンター、商工会と連携して有効活用するように進めていきます。

#### ウ 竹林整備

村内に生育する竹林からの資源を活用し、たけのこ・竹炭の生産販売に加え、たけのこの加工品の販路拡大に取り組み、原材料の確保及び景観整備として竹林整備の推進を図ります。

#### エ 林道整備

シルバーセンター等を活用し、林道の維持管理を中心に実施します。また、地域住民の協力による里山整備に必要な、林道・作業道等の開設にも取り組みます。

#### オ 高津屋森林公園

高津屋森林公園の運営は村直営で管理し、四季折々の森林資源を活用したイベントや、企業研修の誘致により、施設利用の促進を図ります。引き続き山菜園・きのこ園・竹林園の整備を行い、魅力のある里山づくりを目指します。

それに併せ、インターネットを活用した情報の提供により施設の利用増を図るとともに、地元管理組合には、間伐や森林保育事業などの仕事を斡旋し、間伐材を利用しての収入増を図り、組合員の活気と経営向上を目指します。

### (3) 下水道事業

健全な事業経営・維持管理業務を主軸に、下水管へのつなぎ込みや浄化槽設置を促進するため、補助事業の導入を継続します。また、将来人口の減少にともない総合的な管理体制の検討にも努めます。

なお、平成 24 年度に上下水道運営委員会と上下水道プロジェクト会議を行い、料金体系について協議検討を重ねてきました。その結果、村内の上下水道料金の公平化を図るために、平成 25 年度から、下水道使用料を改正しました。

今年度からの消費税法改正に伴う 3%の引き上げは、現在の料金において内税としました。

### (4) 簡易水道事業

#### ア 生坂村簡易水道

老朽化した施設改修の計画的な実施、漏水調査の定期化、さらなる有収率の向上に努力し、

平成 20・21 年度には政府資金の補償金免除繰上償還により、高額利率資金の繰上償還を行い健全な運営を図りました。

今後も引き続き、老朽化した施設については、施設の状況や地域状況を考慮し、適正な時期に更新を図ります。また、平成 23 年度から公民館等公共施設の基本料金を半額にして、各地区の維持費の軽減を図っています。

なお、国道 19 号の防災工事及び、県道大町麻績インター千曲線の山清路防災工事に伴い雲根地区、込地・重地区への簡易水道拡張事業について、平成 23 年度に作成した全体設計と、平成 24 年度から実施している水源調査結果に基づき、今後の給水計画を上下水道運営委員会と上下水道事業プロジェクト会議及び関係機関で検討を進めます。

水道使用料も下水道使用料金と同様に、村内の上下水道料金の公平化を図るため、平成 25 年度から水道使用料を改正しました。

今年度からの消費税法改正に伴う 3%の引き上げは、現在の料金において内税としました。

## (5) 商工振興

中小企業支援策として引き続き融資制度は進めていきます。

商工会設置補助については、池田町との連携実施による事務事業、事務局体制等を商工会と協議して補助金のあり方を引き続き検討します。

地域資源を活用した地場製品の開発支援を行い、雇用機会の創出により若者の定住を図ります。また、生坂マル得商品券（プレミアム商品券）の発行及び、住宅リフォーム等補助などにより、地域商工業の活性化対策を図ります。

平成 23 年度から商工会の主催で、商工感謝祭を実施しています。今後も商工感謝祭を継続し、商工業者の活性化につながるよう協力していきます。

平成 25 年度中に、村内で唯一生鮮食品を取り扱っている商店が閉店しました。これにより村内で生鮮食品等の購入ができなくなるため、松本ハイランド農協に生鮮食品等の販売を依頼し、松本ハイランド農協生坂支所で、今年度から生鮮食品等の販売を行う事になりました。

## (6) 観光事業

### ア 公園の維持管理

公園に愛着を持ち、地域住民が維持管理を行っている施設については引き続き協力いただくとともに、地域住民と村、シルバーセンターとも連携しながら経費の削減を図ります。また、公園施設の設置目的等も検討し、村内各種施設や集客効果をあげるため、上野巨峰園と高津屋森林公園を遊歩道とグリーンパークブリッジでつなぎ、資源の有効的な活用を目指します。

上野農村公園内の準備休憩施設について、関係機関と調整したところ、建設時の目的の用途、農作業準備休憩施設として利用するのが好ましいと意見をいただきました。今後上野地区の農業者と協議して、有効利用するよう進めていきます。

#### イ 赤とんぼフェスティバル

村内最大のイベントとして定着しているお祭りです。このお祭りを大勢の村民及び村外からのお客さんが楽しめるよう、イベントの実施後に行う反省会の意見を参考に、赤とんぼフェスティバル I Nいくさか実行委員・区長合同会議で話し合い村民が楽しめるお祭りにしていきます。

#### ウ 観光資源の活用

数少ない観光資源を最大限に生かし村内への誘客につなげるために、今年度から、やまなみ荘にいくさか大好き隊員を1名配置して、やまなみ荘を拠点とした体験ツアーなど観光事業を企画立案し広報に務めていきます。

また、最低限必要な整備や効果的な手法を検討していきます。特に大城・京ヶ倉登山道は活用方法・維持管理等村民と確認しながら経済効果につながるよう進めていきます。

### (7) 都市との交流事業

団塊の世代を中心に田舎暮らしへの関心が高まる中、観光資源の乏しい当村では農業や農村風景を観光資源として農業体験ツアーを実施し、農業を通じた都市住民と村民との交流や自然とのふれあいを村の魅力づくりにつなげて村民の活力と地域の活性化を図るとともに、やまなみ荘及び平成20年度に整備した体験農園施設を拠点に、体験農業や季節の農産物の発送により交流基盤づくりを進めます。

また、大城・京ヶ倉のトレッキングは、登山道整備を進めてきたことで春はヒカゲツツジ、秋は紅葉など人気があり県内外からの登山者が増加しています。この人々に村内の各種施設を利用していただくために、各部署及び関係機関との連携を強化して、魅力ある企画を立案

し、滞在型の交流事業を展開できるよう進めていきます。

## (8) 農業振興

### ア 生坂農業の活性化

平成 23 年 4 月に生坂農業未来創りプロジェクト会議を設置し、現状把握のため 7 月に村内 10 区で「生坂農業懇談会」を開催しました。その結果、農家の高齢化と後継者不足や、不在地主による荒廃地が増え、近い将来耕作放棄してしまう農地が急増するという深刻な問題が浮かび上がりました。この状況に対応するために、プロジェクト会議で対応策を再三協議して、各地区農家の今後 10 年後の状況を詳しく把握するために、平成 24 年 8 月に村内の全戸を対象に地域農業に関する意向調査を実施しました。そして、意向調査結果に基づき、10 区の分析を行うとともに区ごとの営農推進事項を作成して、1 月 9 日から 30 日にもう一度生坂農業懇談会を実施しました。

意識調査、農業懇談会を行った結果を、プロジェクト会議で再検討し、今後の各区の特色を活かした生坂スタイルの営農パターンとして

- ① 営農組合の活動を活性化するための支援策
- ② 高齢化の進んだ地域への新規就農者の就農定住
- ③ 将来を見据えた農業用施設の更新及び基盤整備
- ④ 不在地主への対応
- ⑤ 住民への農業技術の研修
- ⑥ 人・農地プランの実施

等を各区と協議を重ねて、生坂スタイルの営農を実施していくように平成 25 年度は、8 月から第 4 回目、11 月から第 5 回目の農業懇談会を行い推進してきました。今年度も農業懇談会を行い、①から⑥の営農パターンの推進に併せ、今年度から創設された日本型直接支払制度、大幅に改正された経営所得安定対策、米政策を有効活用して生坂農業が活性化するように進めていきます。

中山間地域直接支払事業は平成 22 年度以降も継続して導入し、農地の荒廃化をなくすよう活動を推進します。また、平成 24 年度から第 2 期対策となった農地・水保全管理支払交付金は、今年度より多面的機能支払交付金に改正されますが、積極的に活用し前事業同様実施して、良好な農村環境の形成や地域協働による環境を重視した活動を推進していきます。

## イ 新規就農研修事業

農業公社で行われている新規就農研修事業は、農地を荒廃化させないために必要な事業であるため、人・農地プランに位置付けて、引き続き行っていきます。また、帰農者やUターン就農者への基本技術の習得支援を行います。

## ウ 県営中山間地域総合整備事業

農業の活性化を図るために、村内一円の農業用排水施設整備などの農業基盤整備事業及び、農業集落道整備などの農村生活環境整備事業が総合的に行える、県営中山間地域総合整備事業を、平成 27 年度から着手できるように進めていきます。

平成 25 年度に各区において必要とする事業の拾い出しを行い、農村振興基本計画を策定しました。今年度は実施計画策定事業を取り入れ、事業の実施計画概要書を策定していくよう計画しています。

## エ 地産地消

地産地消の推進と高齢者の生きがい対策として、農産物の栽培を推進し、移動販売、直売施設への出荷を行う方策として庭先集荷を研究していきます。また、減農薬、有機栽培の技術指導も併せて実施し、安心・安全な農作物の生産のための支援を進め、そうした生坂産農産物や農産加工品等の情報発信及び新規販売ルートの確立及び販路を拓げるため移動販売車を利用し活動します。

遊休農地解消に向け作物の作付けを奨励、高齢者の労力軽減を図るため、大豆やそばおよび麦の収穫作業を目的に、大豆・そば・麦専用のコンバインを利用し高齢農家の支援も併せて行います。

農工商の連携により 6 次産業化に向けた、農作物栽培や加工品の開発を農業公社・農協・農業改良普及センターとの連携を強化し行ってきました。その活動の中から、おじさま倶楽部、ハチクの会の活動によりどぶろく、竹の子つまみ等新しい特産品が誕生し、好調に売り上げを伸ばしています。これらを安定供給するために、平成 23 年度に原価計算及び販売形態の研究を行いました。今後、新しい特産品として定着し衛生管理を行っていくために、平成 24 年度に生産施設の改修を行いました。また、この事業と並行し、農産物・加工品等を販売する施設についても、建設場所及び規模等調査研究を進めます。

## オ 有害鳥獣対策

有害鳥獣による被害が拡大しているため、団地を囲む侵入防止柵による獣害防止対策を地



区の要望により補助事業を申請し推進します。また、平成 24 年度より猟友会の組織強化を図るために会員登録料等の半額を補助し、猟友会の協力を得て、サル・イノシシ・シカ・ハクビシン・カラス等の有害鳥獣を駆除やわなによる捕獲を行い、農業被害の減少に努めます。また、個別の電気柵による被害防止対策には、1 世帯または 1 団体につき補助率 2 分の 1 で、上限 10 万円の補助金を交付し、防除機具等設置事業の内容を拡充して実施します。

#### カ 受益者負担

基盤整備事業や施設整備事業を実施する際には、受益者に十分説明し適正な負担金を徴収します。

#### キ 補助基準の策定

村単補助事業等では要綱等を作成し、行政が負担すべき内容が明確になるように補助基準等を定め住民（農家）に周知します。

#### ク 地域活性化事業

平成 20 年度は、受講生が学んだことをそれぞれの地域の皆さんに伝えていくことをめざし、「女・人<sup>ひと</sup>輝きくらぶ」「おじさま<sup>ひと</sup>倶楽部」の講座から特産品につながる活動にも取り組みました。平成 21 年度からはじめた生坂人発掘隊事業は、村の活性化のための活動グループを育成し、村の特産品作りや生きがづくりにつなげ継続して活動の支援を行います。

#### ケ 加工施設

加工施設は農業公社が指定管理で運営しており、村民が利用しやすい環境を整えます。また、老朽化した加工機械についても過疎対策事業債を財源として随時更新していきます。今年度はジュースを作る農産物裏ごし機及び打栓機の更新を行います。

### (9) シルバーセンター

シルバーセンターの事業は、会員の就労により高齢者が社会参加及び生きがいの充実を図り、健康維持に導く事業です。今後、新会員の加入促進と体制強化に努め、運営に対して現状により補助を行っていきます。

## ◆教育部会◆

### (1) 学校教育事業

児童生徒の減少により小・中学校ともに様々な課題を抱えていますが、小規模校ならではの特色を生かした、きめ細やかな学校運営ができるよう努めています。社会についても学び、社会的視野を広めるためにも広く交流ができる環境をつくります。

生坂の自然や文化を大切にし、郷土を愛し、人間性豊かな児童・生徒を育成するため、新学習指導要領にのっとり一人ひとりの個性を尊重し、自ら学び自ら考える力を養いながら、基礎的な学力の向上が図られるよう努めていきます。

登下校を含めた学校生活が安心して送れるよう、学校と家庭や地域との連携を密にし、必要に応じ「学校運営協議会」の設置等を含め、その方策について教育委員会において検討を進めていきます。また、教育内容の変化や高度化に対応していくため、教職員の資質の向上を図り、子どもたちが生坂村に生まれ育ち、愛着と誇りを持つことができる教育を推進していきます。

子どもたちの学校生活環境の向上や、教職員が教育に専念できるよう教育関連施設の整備等について、今後も様々な検討を行いながら、安心で安全な学校となるよう施設の充実に努めます。

#### ア 学校教育

不登校やクラスに入れないなど、様々な状況の子どもたちに対する正しい認識を持つことが地域社会はもちろん、家族にも求められています。また、全ての子どもたちが楽しく学校生活を過ごすことができる環境を整える必要もあります。

平成 25 年度には、小学校児童への支援策として、特別支援学級を開設し、県費の学級支援員（特別支援教諭）が 1 名増員されました。子どもサポート事業も引き続き 3 名体制で行っていますが、まだ十分とはいえない状況で、支援員等の増員が課題となっています。

中学校へ配置している学級支援員による支援も引き続き行いますが、支援を必要とする生徒が増えていることから、小学校と同様に支援員等の増員が課題となっています。

小規模校ならではの取り組みとして、平成 21 年度より始まった小・中学校教員の交流授業や、児童生徒の交流をさらに進めます。

また、高校に進学後も良好な学校生活を送れるよう授業環境の改善を図り、現在進めてい

る応用学力の向上につながる「学び合いの授業」のように、お互いの能力を高め合える授業を取り入れていきます。

外国語指導助手（ALT）の配置については、平成 24 年度に新しいALTを迎え、中学校はもとより小学校でも外国語に触れる機会をつくるため、ALTによる授業を月 4 回程行っています。今後は、民間で行っているALT派遣事業も視野に入れ、より良い事業を検討していきます。

学校徴収金については、保護者負担軽減のため、従来どおり村単独事業で引き続き支援を行います。

#### イ 子どもの安全確保

全国各地で子どもたちが被害者となる凶悪な事件が相次ぎ、村では関係機関との連携を図るための会議の開催、青色回転燈装着車等を利用し、「こどもを守る安心の家」の確認、防犯用具の購入等の他、何よりも心強い村民によるボランティアでのパトロールが行われています。

こうした取り組みは継続することが大切です。平成 23 年度に設立された生坂村防犯協会は、子どもの安全を守る上で大変重要な意味を持っており、これを期に防犯協会を中心とした関係機関との連携を保ち情報交換や点検を行うとともに、地域全体で地域の子どものため、村民にも協力してもらえるよう、安全のための啓発活動を実施していきます。

#### ウ 学校給食センターの運営

平成 19 年 4 月から業務を開始した学校給食センターは、衛生的で安全な給食作りを基本に、心のこもった給食の提供を行っています。食品添加物が少ない食材、食品を使用し、吟味した食材料を手作りにより調理を進めます。村内産の野菜類を多く使用するために、村内農家の皆さんや振興課等の協力を得て、納入者の拡大と地産地消を図り、給食を通して子どもたちが食の大切さを学ぶため「食育」にも力を入れます。

また、消費税増税や諸材料の高騰は、村内ボランティアの方による食材の寄贈や、村の補助金を増額することで、今年度は平成 25 年度と同額の給食費単価とすることになりました。

施設の運営については、給食がもともになる食中毒等の事故が起こらないよう、施設や衛生管理を徹底し職員の健康管理にも十分注意を払うよう努めています。また、食物アレルギーにより食べ物を制限されている児童生徒に対し、アレルギー対応食を実施するための基準を見直し、安全な給食を提供できるよう十分検討したうえで、必要に応じ施設改修等を行って

いきます。

## エ 学校施設の維持管理

小学校については、平成 19 年度に地震補強・大規模改修工事により、校舎、体育館の耐震化と老朽箇所の改修が行われましたが、校舎は建設から 30 年以上が経過しているため、老朽化に伴う改修や補修を随時行っています。今後も改修方法、財政負担等十分検討し、引き続きその対応に努めます。

中学校については、建設から 16 年経過し、大きな改修等が必要となる前に日頃からの点検により異常等の早期発見に努めます。

また、公立学校施設の耐震化について、天井等落下防止対策として非構造部材の総点検を実施し、今年度中に改修計画を作成します。

なお、平成 25 年度には国の学校施設環境改善交付金事業を活用し、小・中学校に太陽光発電システムの導入や、各教室へのエアコン設置、小学校の屋外環境改善整備を行いました。太陽光発電システムにおいては、売電による収入も見込めるほか、発電状況をモニターで確認できるため、自然エネルギーについて学ぶ良い機会になっています。

## オ 教職員住宅の整備

老朽化している教職員住宅を整備することにより、任地居住できる教職員が増え、児童生徒への様々な対応へ専念できることが一層期待できます。

平成 20 年度に 2 棟 4 戸の教職員住宅の建て替えを実施し、下水道へのつなぎ込みも 3 棟行いました。今後も、必要に応じ建て替え、改修等の検討を行い、教職員の通勤等の負担軽減に努めます。

## (2) 社会教育事業

平成 23 年度社会教育委員が決まり、生涯学習計画や公民館事業計画等に参加しています。また、生涯学習推進委員会の委員については、その設置目的等を考慮し社会教育委員との兼任を含め引き続き検討を行います。

## (3) 公民館事業

### ア 各種教室の実施

事業の計画・実施にあたっては、公民館長、分館長、主事等関係者が毎年の反省を踏まえ

計画を立て、社会教育委員の意見を聞き実施しています。今後も引き続き村民からの意見、要望等を聞きながら、専門的なものから一般的な内容まで、より多くの村民が参加できるよう開催日、時間、場所などを検討し事業の推進を図っていきます。また、各課等でも生涯学習が行われているため、必要に応じ連携を図ります。

各種教室の講師については、村内関係者（文化財保護委員、村内勤務者等を含め）に依頼しており、平成 25 年度に開催した公民館教室の 29 教室中（健康福祉課との共催を含む）、12 教室を村に関係する方々が担っています。これからも村内の様々な技術や知識をもった方を発掘し登用していきます。

#### イ スポーツ系教室

住民の健康維持と運動意欲向上を図るため、スポーツや運動のできる機会と環境を提供し住民のニーズを常に把握しながら、例年実施している教室においても内容や方法などについて変更を加え、新たな教室なども計画し住民の参加を促していきます。

その取り組みの一つとして、平成 23 年度から松本大学に依頼し、小学校児童を主な対象とした運動支援に取り組んでおり、大学生と一緒にニュースポーツや野外活動を行っていく事業を月 2～3 回実施しています。

さらに、平成 25 年 1 月に松本大学と連携協定を締結したことで、平成 25 年度から総務省の域学連携事業を活用し、健康福祉課と共催し体力調査を含めた運動教室も実施しています。

また、公民館と中学校が連携し平成 23 年度からバドミントン部、平成 24 年度からは卓球部へ、公民館教室の各講師を派遣し、生徒の技術向上や基礎練習方法の習得により、部活動の充実・支援をとおり、中学生の運動能力向上を目指しています。

今後、少子高齢化が進行することを踏まえ、社会教育委員やスポーツ推進委員（旧体育指導委員）などと研究・協議を行い、多くの村民が継続的にスポーツを楽しめるよう努めていきます。

#### ウ 成人式

平成 25 年度に対象者へのアンケート調査を行った結果、企画・運営全てを村（教育委員会）が引続き行うことになりました。平成 23 年から式典にはご家族や一般の方にも参加していただいています。さらに、村関係者以外にも成人者との関わりの深い多くの方々に祝う事のできる式としていきます。

#### エ 村民運動会

参加者の減少と高齢化などによる分館役員等の負担の増加に加え、多数のイベント開催などもあり、住民の皆様から様々な意見がありました。

そのため、平成 23 年度行政改革推進委員会へ諮問し、「実施時期と内容を検討して村民運動会を継続実施」の心強い答申をもとに、平成 24 年度は開催時間や競技内容を変更して、4 年ぶりに開催することができました。

今後も、年 1 回の村民の親睦を図る場として継続していく方策について、分館や住民と協働で検討を進めます。

#### （４）文化財保護事業

生坂村固有の風土や歴史を保存し、先人から受け継がれた文化を学び、これらを理解して住民共有の財産とすることは、非常に重要なことです。

村では、数多くの有形文化財、無形文化財、天然記念物などを指定文化財として登録しており、文化財保護委員による村内一斉パトロールを毎年実施し、現況を調査するとともに文化財の説明板の設置を行うなど、保護と保存活動に努めています。

平成 22 年度に、県の地域発 元気づくり支援金事業を活用して、各地区にある文化財を後世に継承していくため、木製標柱から金属製の説明板に取り替え、また、村内の指定文化財をまとめた本を作成しました。今後も、村内の文化財保護と周知を図っていきます。

また、歴史や文化を継承する意識の醸成が一層重要となってきたため、歴史的人物、文化財等の資料の収集や整備も必要に応じて行い、村民との協働による文化財の修理、保全管理を進めます。

こうした取り組みの中で、平成 24 年 7 月に加藤正治（かとうまさはる）先生顕彰展を農村資料館で開催し、11 月には資料館のギャラリーを頌徳館として、法学博士「加藤正治（犀水）先生顕彰会」を設立しました。この会の活動として、村の先達となった偉人を発掘し顕彰していく体制が創設されました。

そして、村民の方から寄贈された貴重な民俗資料の展示・公開と、健全な保全を図るため、平成 22 年度に国の地域間交流施設整備事業補助金を活用して、旧北小学校跡地へ「山清路の郷 資料館」を建設し、平成 23 年 7 月に資料館を兼ねた交流施設として開館し、施設外からも展示品を見学することができます。また、農村資料館にオープンした加藤正治頌徳館を平成 25 年度に改修し、展示・観覧しやすくすることで利便性を高めています。今後も、

各施設においてイベントや講座・教室の開催などに有効活用し、地域活性化の拠点としていきます。

現在、過疎化・高齢化により文化財そのものの維持が課題となってきた地域があるため、文化財保護委員等を通じて実態を把握し、文化財の保護・保全が図られるよう努め、文化財めぐりや公民館教室などの開催により、住民の歴史的文化の意識高揚を推進していきます。

## （５）保健体育事業

### ア 体育協会委託料及び補助金

体育協会が担っている各種スポーツは、競技年齢層等の変化に競技人口が減少し休止中の部がある一方で、村外で開催される大会に参加するなど、活発な活動が行われている部もあります。

そのため、平成 24 年度に体育協会と協議を行い、大会主管料及び補助金について、村民総合グラウンドの管理委託を見直し、村民の体育の向上、推進に主眼を置いた取り組みが、さらに図られるよう引き続き必要な支援に努めます。

### イ スポーツ振興

B & G 海洋センターや村民総合グラウンドなどの体育施設や各スポーツ用具等を常に利用できるよう整備を行い、住民等がスポーツや運動を行う環境を整えていきます。

また、B & G 海洋センターにおいてソフトバレーボール大会や水泳大会などを開催することで、団体競技や個人競技、地域及び世代を超えたコミュニティーの育成と体育の推進を図っていきます。

また、体育協会やスポーツ推進委員はもとより、健康福祉課や松本大学とも連携して、体育館やグラウンド、プールなどを活用したスポーツや体操の普及と指導を行い、住民の健全育成を推進します。

## （６）各施設運営事業

### ア 児童館・生涯学習施設

児童館・生涯学習施設（たんぼぼ）は、開館以来多岐にわたるボランティアの皆さんに支えられ運営しています。社会福祉協議会にもボランティアの方が大勢活動をされ、行政運営

の中でもその力が大きな役割を果たしてきています。ボランティア組織の一本化も検討課題となっていますが、当施設運営に係わっているボランティアにあつては、現在の活動状況等からみても施設にあつた活動をしていると同時に、そうした活動は、子育て支援にも結びついています。

平成 19 年度から放課後の児童に関する事業が改正され、福祉部局と連携し教育委員会が中心となり効率的・総合的な放課後対策事業（放課後子どもプラン推進事業）を行っているほか、平成 25 年度には域学連携事業を活用して、大学生との交流活動も図っています。現在協力されている方たちと一層連携し、様々な交流を通じて、子どもたちが健やかで安全な居場所となるよう努めます。

平成 22 年 10 月から放課後学習支援員を置き、小学生を対象に放課後子ども教室、児童クラブにおける放課後、土曜日や長期休業中の学習支援を通し、児童・生徒の学習習慣の定着や学力向上に努めています。登校日（月～金）は毎日約 40 名の児童が利用し元気に過ごしています。

当施設は、子どもが多く利用する施設であるので事故には十分配慮し、放課後子どもプランの事業推進内容に合った、責任ある施設運営が求められます。今年度から、小学校の振替休業や長期休業の平日は、8 時 30 分に開館し受け入れることになりました。また、学童保育時間の延長希望、生涯学習施設の開館時間の要望等を的確に把握した上で判断し、それに見合った職員配置（時差出勤を含め）を行います。

#### イ 児童館・生涯学習施設を利用した事業の実施

毎月村内にチラシを配布し、遊びや教室を通して児童の健全育成を図るとともに、教えたりお手伝いをしたり一緒に子どもたちとふれあう方を募集し、地域ぐるみでいろいろな体験ができるよう計画しています。また、生涯学習活動の場として（公民館教室・サークル活動等）一般の方の利用も多くなっています。

放課後子どもプランを導入し事業を推進するため、今まで以上に村民の方からご協力を得られるよう情報を提供し、子どもたちが多くの経験を積めるよう努めます。

併設している図書室は、施設開設当初から図書ボランティアの協力により、現在約 15,000 冊の蔵書を管理しています。平成 23 年度から、司書を配置し専門的な蔵書管理や本の案内、利用者への支援を行っています。今後も図書室の利用案内を行い、住民への広報にも一層力を入れていきます。



## ウ スポーツ施設

ファミリースポーツパークは、平成 22・23 年度にテニスコートの改修、遊具の撤去と新設、多目的広場、マレットゴルフ場の新設、クラブハウスの改築など施設のリニューアルを行いました。総合グラウンドも老朽化が目立つようになってきているため、平成 24 年度にベンチと階段の改修を行いました。今年度も老朽化が進む施設の維持補修を、予算の範囲内で積極的に実施します。

B&G海洋センターについては、建設から 20 年以上経過していることから、平成 22 年度の繰越事業により平成 23 年度にアリーナの床の改修工事を実施し、フットサルコートを新設しました。これにより、村の少年サッカー教室や近隣のサッカーチームなどの利用が増えています。これまで実施してきた海洋センター主催事業や体育協会、公民館、区・分館とも協力し、プール施設も合わせて村民が利用しやすい施設としていきます。

また、ファミリースポーツパーク・総合グラウンド・海洋センター周辺は、スポーツ施設が集中しているエリアなので、いつでも・誰でも気軽に利用できる施設として、やまなみ荘とも連携を図り、一層の施設の有効活用を図るよう努めます。

## (7) 子育て支援事業

### ア 子育て支援の相談窓口

核家族化や様々な社会、環境などの変化により子育てへの不安等に対応するため、乳幼児から、児童、生徒にいたる総合的な子育て支援の相談窓口を児童館「たんぽぽ」に設置しています。また、公民館事業とも連携し、子育て中の母親が子育ての先輩方とふれあう場所を提供し、世代間の交流を図りながら子育て支援をしています。さらに、家庭での教育力を高めるための教室や、親子で楽しめる活動を行い、家庭教育の支援も進めると同時に、相談者のプライバシー保護には十分留意し、関係機関（保育園、小・中学校、健康福祉課等）との連携を図っています。

### イ 就学前支援体制

小学校就学前の発育に関する不安を解消するため、保護者や専門家及び関係機関が連携をとり、早期からの支援体制を整えていきます。

### ウ 補助金・貸付金

平成 24 年度に創設した入学祝金事業では、小学校入学時 30,000 円、中学校及び高校入学

時には 10,000 円を、対象である児童生徒の保護者に支給しています。また、今年度から奨学金貸与条例等を全面的に見直し、対象を従来の高校から短大・大学まで拡充し、償還期間を大幅に延長するとともに、免除規定を設けるなど、奨学生のUターンを図り、過疎化対策にもつなげます。

## (8) 社会人権教育・男女共同参画事業

人権問題に関する教育には学校・社会教育を通じて力を入れていますが、誰でも参加しやすい学習会や研修会などの開催に心がけるとともに、人権擁護委員とも連携を図り健全な地域社会の形成に努めます。また、男女平等思想に立った啓発や女性の社会活動を推進するために、平成 27 年度からの実施に向けて、男女共同参画事業計画の策定を進めています。男女共同参画は、子育て支援とも密接な係わりがあるため、関係機関等と連携をとり、地域にあった計画が提案できるよう村民意識調査等を行いました。

# ◆各部会連携事業◆

## (1) 定住対策

各部会で連携し、現在の中村団地・公営住宅・村営住宅・空き家を有効活用し、定住人口が増加する研究を進めます。村内の空き家の調査を行い、各自治会活動に、協調し参加する方に空き家を紹介する『空き家バンク制度』を平成 22 年度に立ち上げ、約 20 軒の所有者のご協力により空き家登録をしていただきました。生坂村ホームページに写真等の情報を掲載し、村内へ永住を希望する方に紹介しています。なお平成 25 年度までに、空き家バンク制度を利用し 6 世帯の方が移住しました。今後も空き家の再調査を行い、定住希望者の募集強化を図っていきます。

また、空き家を再生し貸し付けるシステムの検討を行います。平成 25 年度から、いくさか大好き隊員（地域おこし協力隊員）3 名に、村が空き家の所有者から借り受け、リフォームを行い居住しています。

## (2) 役場庁舎・村民会館の耐震補強

平成 21 年度に「地域活性化・生活対策臨時交付金事業」により、役場庁舎と村民会館の耐震診断を行いました。平成 22 年度の 4 月から 12 月にかけて、「地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業」及び「地域活性化・公共投資臨時交付金事業」により耐震補強及び改修工事を実施しました。この耐震補強工事により、震度 6 強の地震があっても、倒壊しない強度を保ち、災害対策本部の機能を維持することができます。

## (3) 各事業横断的実践チーム『知恵の輪委員会』の設置

平成 21 年度から、各所属の係長による横断的実践チームを設置しました。

平成 23 年度から村長、教育長を参与とし、委員長を村づくり推進室長に、副委員長を総務係長として、各所属の係長全員で組織し、事務局を村づくり推進室で行っています。役割は、各所属の実務者（係長）レベルで課題等を検討し実施方法案を見出すことと、係毎連携して行う事業について調整し、各所属間の連携を強化することにより、円滑な事業の推進を図ります。

## (4) 集落の活性化対策

平成 20 年度から実施している区振興交付金の交付により、各区の特色を活かした運営ができるようになりました。今後もさらに協働事業の推進を行うため、平成 23 年度に新設した、村独自の生坂村絆づくり支援金制度を活用し、各地区の特色を活かした事業に対し支援していきます。集落の中には人口の減少と高齢化により、機能の低下した集落がでてきます。このような集落については、平成 25 年度から地区担当職員と連携しいくさか大好き隊員（地域おこし協力隊員と集落支援員）の協力体制により、地域づくりと様々な支援の充実強化を図っていきます。

## (5) 域学連携事業

総務省が推進する「域学連携」地域づくり事業を活用して、村と学術機関とが共同で事業を展開することにより、地域の活性化や住民の健康づくりを目指します。

これまで個々に実施してきた松本大学との事業について各課横断的に対応することで、相乗効果や専門性を高めて目的を達成していきます。

## (6) 道州制について

道州制とは、現行の都道府県を廃止して、複数の県を統合した道州をつくり、地方の自立を目指す統治制度です。全国を9から13の道州に統合し、県の機能が集約されコストの削減や時代に合わなくなった中央集権体制を壊すことができます。市町村も広域的な20万人以上規模の「基礎自治体」という名称になり、生坂村のような小さな市町村は合併をするようになります。

この制度の問題点は、

- ・税源が豊かで社会基盤が整っている大都市圏が有利となり、地域間格差は拡大する。
- ・税財源が国から地方に移ると同時に、700兆円を超える国の債務をどうするのか。また町村の財源がどこまで保障されるか明らかにされていない。
- ・小規模町村は、「基礎自治体」として認められず「合併」を強いられ、これまで町村で培われてきた自治は衰退してしまう。
- ・小さな市町村がなくなるため地域の支え合いがなくなり、国を弱体化させる。

以上のことにより、全国町村会・町村議会議長会では導入反対の要望をしています。村議会も平成25年3月定例会で、国に対して議員発議の道州制導入に反対する意見書を提出しました。

## (7) 集落との連携事業

地区との農業懇談会を契機に大日向地区では平成25年度から遊休荒廃地を活用した農地再生事業を開始しました。この事業は、地区と村、農業公社が連携して取り組みを進めており、村の事業支援では、今年度、国の過疎集落等自立再生緊急対策事業によるいくさか大好き隊居住のための空き家のリフォームや地区公民館の改修等の施設整備等を実施しました。

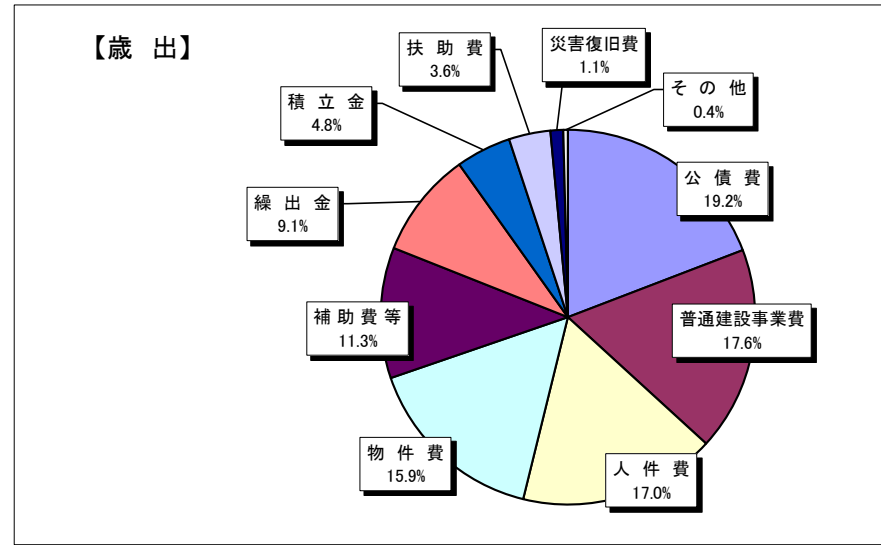
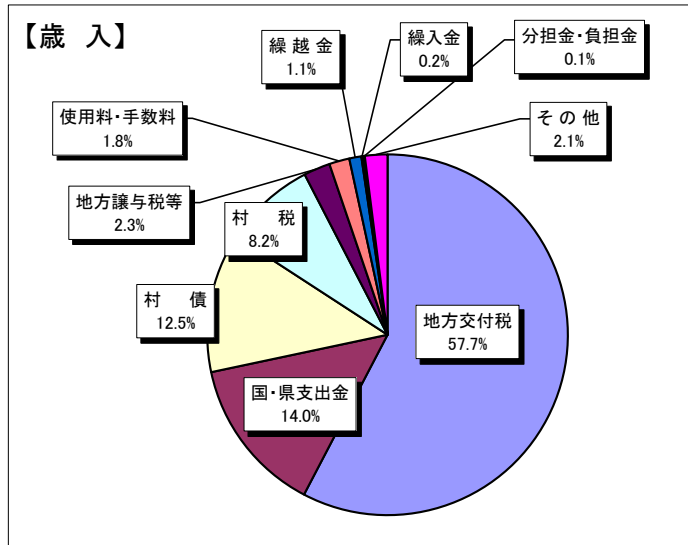
また、県の集落「再熟」、実施モデル地区支援事業では、いくさか大好き隊員と地区の農業指導員、農業公社が中心となって、荒廃地の農地再生と試験栽培に取り組んでいます。

今年度以降も、県の同支援事業や中山間地域総合整備事業を取り入れて、地区と連携を図りながら、協働作業を通じて、就農希望者が地区農家として自立して生活できる体制づくりや地域農業の推進による地区の活性化を目指していくこととします。

## 6. 村の財政状況

### (1) 普通会計の決算の状況

ア. 24年度普通会計決算の状況 (※1)



(単位：万円)

歳入	項目(※2)	金額
	地方交付税	11億5,415
国・県支出金	2億8,026	
村債	2億5,006	
村税	1億6,480	
地方譲与税等	4,752	
使用料・手数料	3,636	
繰越金	2,165	
繰入金	358	
分担金・負担金	255	
その他	4,039	
計	20億0,132	

歳出	項目	性質別	項目	目的別
	公債費	3億8,038	議会費	4,413
普通建設事業費	3億4,925	総務費	3億1,042	
人件費	3億3,823	民生費	4億0,036	
物件費	3億1,531	衛生費	1億4,520	
補助費等	2億2,364	農林水産業費	2億2,473	
繰出金	1億8,134	商工費	1,409	
積立金	9,448	土木費	2億2,555	
扶助費	7,115	消防費	7,154	
災害復旧費	2,180	教育費	1億4,522	
その他	784	公債費	3億8,038	
計	19億8,342	災害復旧費	2,180	
		計	19億8,342	

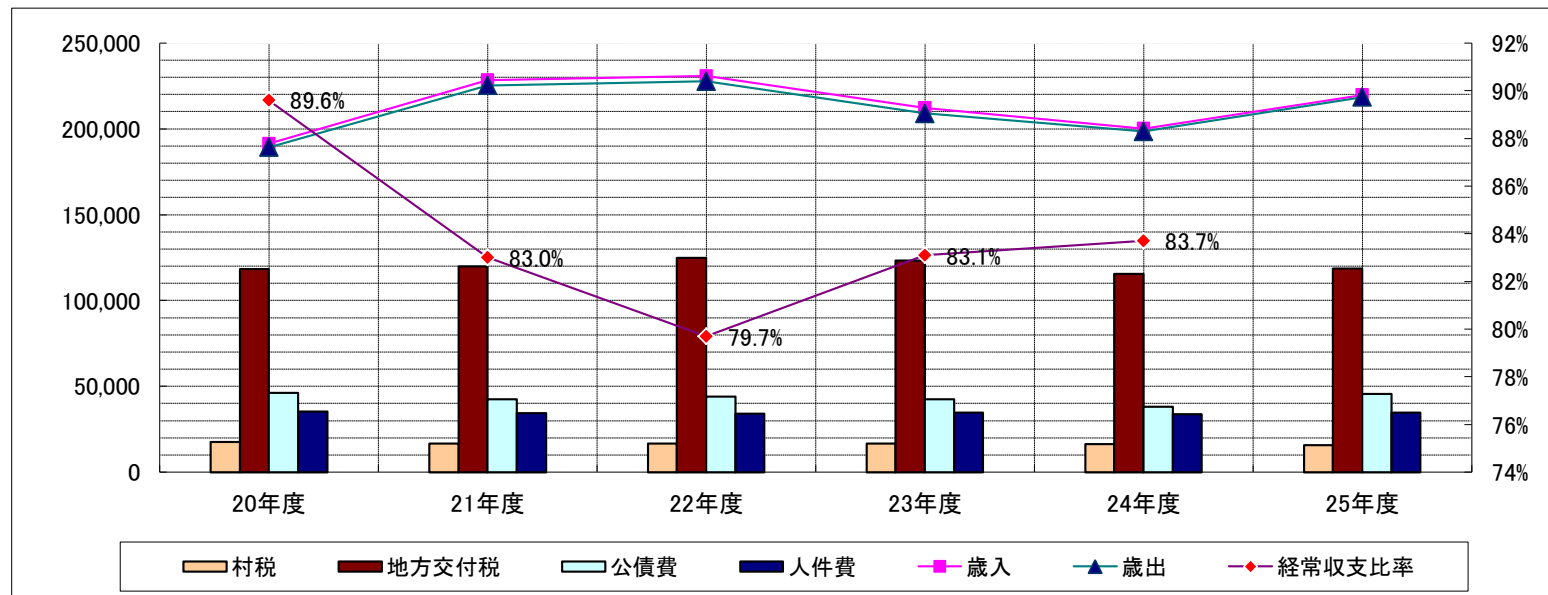
(※1) 「普通会計」とは、村の一般会計と村営バスの特別会計を合算し、重複している部分を除いたものです。

(※2) 歳入及び歳出のうち性質別の各項目は、当該決算年度の金額の大きいものから順に表記をしています。

イ. 村の財政の推移【平成20年度～平成24年度、平成25年度（決算見込）】

(単位：万円)

年度	歳入総額			歳出総額		
	村税	地方交付税		公債費	人件費	
20	19億1,341	1億7,533	11億8,417	4億6,295	3億5,413	
21	22億8,429	1億6,772	11億9,994	4億2,597	3億4,360	
22	23億868	1億6,690	12億4,683	4億3,926	3億4,186	
23	21億2,077	1億6,661	12億3,325	4億2,637	3億4,587	
24	20億132	1億6,480	11億5,415	3億8,038	3億3,823	
25 (見込)	21億9,722	1億5,849	11億8,489	4億5,717	3億4,562	



※「経常収支比率」は、毎年の人件費などの経常的な経費に、地方税、地方交付税などの一般財源がどれだけ充当されているか、その割合を示す指標で、数値が高い場合、自由に一般財源の用途を決めることが出来ないことを意味し、様々な事業を行うことが難しくなります。

当村の普通会計の決算でもわかるように、歳入のうち自主財源である村税は全体の1割を満たさない状況となっており、交付税依存による財政運営と言えます。現在、村の大きな課題は、少子高齢化や人口減少により、今後村の規模に応じて、国の交付税や交付金等が減収となることが見込まれるため、財政運営に影響を及ぼすことが懸念されます。今後も、持続可能な財政運営を行っていくために、将来負担を考慮し、計画に基づく事業を推進していくことが重要であると言えます。

(2) 財政のシミュレーション

ア. 平成26年度～平成30年度【5ヵ年】

歳 入	項目	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	備考
	村 税	1億5,371万円	1億5,314万円	1億5,129万円	1億4,950万円	1億4,921万円	
	地方譲与税等	4,640万円	4,656万円	4,673万円	4,690万円	4,707万円	地方譲与税等には、税交付金、交通安全対策特別交付金、地方特例交付金を含む。
	地方交付税	11億6,300万円	11億 100万円	10億7,500万円	10億2,600万円	9億7,500万円	地方交付税は、普通交付税及び特別交付税の収入見込額を計上。
	小 計	13億6,311万円	13億 70万円	12億7,302万円	12億2,240万円	11億7,128万円	
	分担金・負担金	73万円	73万円	73万円	73万円	73万円	
	使用料・手数料	3,872万円	3,864万円	3,864万円	3,864万円	3,864万円	
	国・県 支出金	1億8,576万円	1億8,358万円	1億8,398万円	1億8,560万円	1億8,220万円	
	繰 入 金	1,596万円	221万円	10万円	10万円	10万円	繰上償還に係る繰入金がある場合計上。(財源補てんに係る繰入は見込まない。)
	繰 越 金	515万円	515万円	515万円	515万円	515万円	
	諸 収 入	2,192万円	2,411万円	2,197万円	2,417万円	2,196万円	
	村 債	1億7,860万円	1億8,500万円	1億8,500万円	1億8,500万円	1億8,500万円	村債は、過疎債及び臨時財政対策債を計上。
そ の 他	135万円	135万円	135万円	135万円	135万円	その他は、財産収入及び寄付金を計上。	
計	18億1,130万円	17億4,147万円	17億 994万円	16億6,314万円	16億 641万円		

歳 出	項目	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	備考
	人 件 費	3億6,556万円	3億5,234万円	3億4,619万円	3億4,216万円	3億4,510万円	
	扶 助 費	7,289万円	7,181万円	7,141万円	7,056万円	7,077万円	
	公 債 費	3億3,793万円	2億9,394万円	2億7,688万円	2億8,337万円	2億7,395万円	
	小 計	7億7,638万円	7億1,809万円	6億9,448万円	6億9,609万円	6億8,982万円	
	物 件 費	3億7,636万円	3億4,013万円	3億2,517万円	3億2,441万円	3億2,213万円	
	補 助 費 等	2億3,723万円	2億5,403万円	2億5,890万円	2億6,113万円	2億3,776万円	
	繰 出 金	1億8,055万円	1億7,938万円	1億7,968万円	1億7,998万円	1億5,855万円	
	普通建設事業費	1億8,784万円	1億7,599万円	1億7,599万円	1億2,749万円	1億2,539万円	
	そ の 他	4,269万円	4,369万円	4,569万円	4,769万円	4,969万円	その他とは、災害復旧事業費・維持補修費・積立金・投資及び出資金・貸付金を計上。
計	18億0,105万円	17億1,131万円	16億7,991万円	16億3,679万円	15億8,334万円		

差 引	1,025万円	3,016万円	3,003万円	2,635万円	2,307万円	
-----	---------	---------	---------	---------	---------	--

## イ. 積立基金の状況

年度末 / 区分	財政調整基金	減債基金	その他特定目的基金	基金・合計
25年度末・基金残高（見込）	5億1,758万円	1億2,590万円	7億1,854万円	13億6,202万円
24年度末・基金残高	5億1,752万円	9,622万円	6億5,071万円	12億6,445万円

※土地開発基金は定額運用基金のため、上記に含んでいません。

財政シミュレーションからもわかるように、歳入面では歳入のうち最も大きな割合を占める「地方交付税」は今後、減収していくことが見込まれます。

また、歳出面では、構成比のうち大きい割合を占める「公債費」が減少していくため、決算規模も年々、縮小が見込まれます。

（参照：次ページ：「（3）公債費の状況」による）

## ウ. 財政指標

財政健全化判断比率	25年度 (実績)	26年度 (目標値)	31年度 (目標値)	早期健全化基準
実質公債費比率	13.1%	16.0%	14.0%	25.0%
将来負担比率	9.0%	90.0%	80.0%	350.0%
実質赤字比率	—	—	—	15.0%
連結実質赤字比率	—	—	—	20.0%

(※1) 「—」は、算定される比率が生じないことを示しています。

(※2) 目標値は、生坂村第5次総合計画に基づく目標値を表しています。

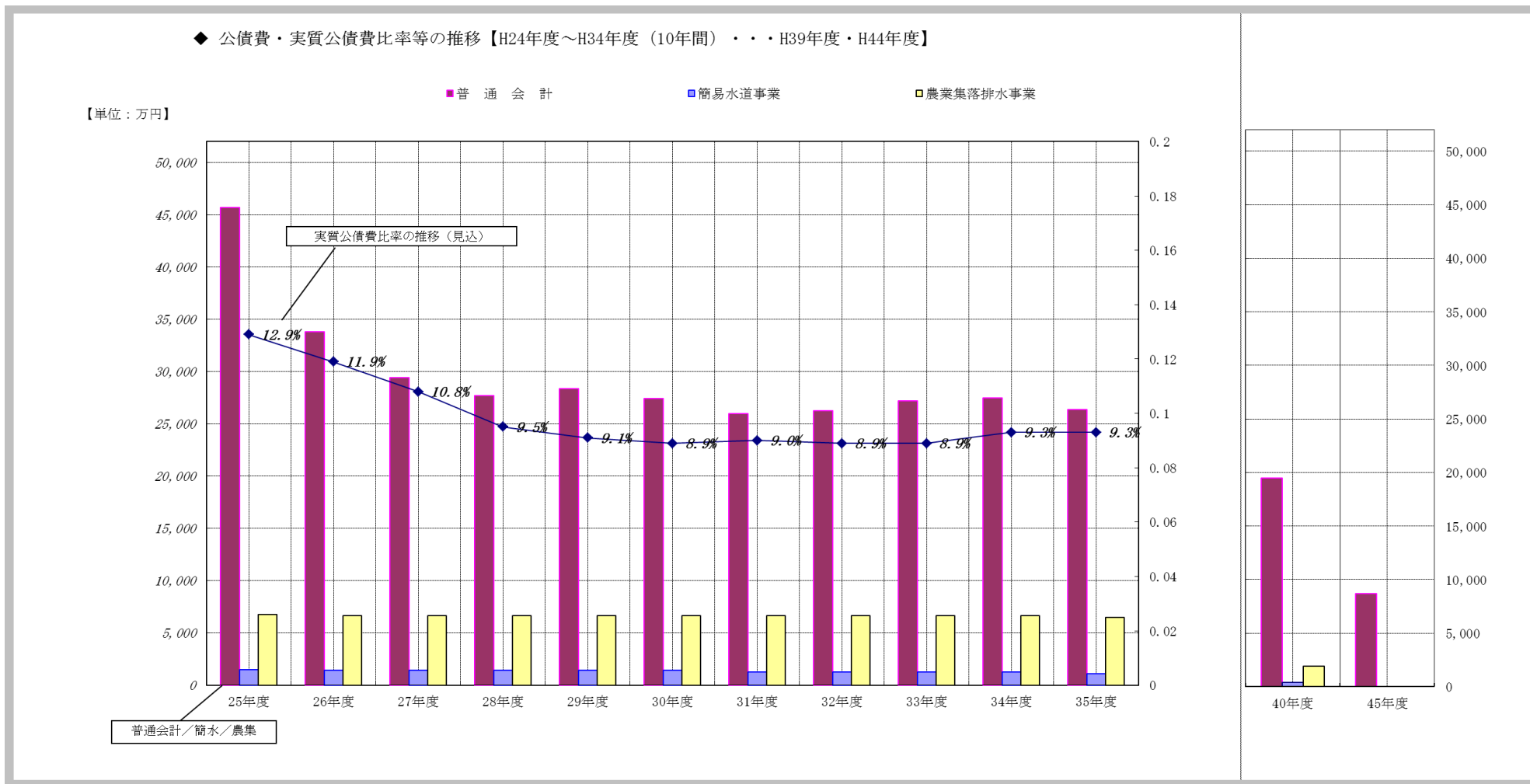
財政健全化判断比率では、第5次総合計画の目標値を下回る比率となっています。今後も、現在の比率を推移できるよう経営健全の取り組みを進めていきます。

### 【財政指標に関する用語の説明】

- 財政健全化判断比率・・・地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、算定・公表が義務づけられた4つの財政指標を言います。指標が一定水準以上に悪化した場合、議会の議決を経て財政健全化計画等を策定しなければなりません。
- 実質公債費率・・・一般会計等が負担する公債費や公債費に準ずる経費の、標準財政規模を基本とした額に対する比率の過去3年間の平均値を言います。
- 将来負担比率・・・一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、標準財政規模を基本とした額に対する比率を言います。
- 実質赤字比率・・・一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する割合を言います。
- 連結実質赤字比率・・・全ての会計を対象とした実質赤字、資金不足額の標準財政規模に対する割合を言います。



### (3) 公債費の状況



- 「実質公債費比率」は、財政健全化判断比率の指標の1つとして位置づけられています。（比率の基準として、18%以上:地方債発行許可団体、25%以上:一般事業等の起債制限となります。）
- 「普通会計」は本計画の財政シミュレーションにより今後5年間の借入額として、償還額を計算しています。  
（以降、過疎債は平成31年度以降は1億3,500万円、臨財債は5,000万円として見込み、毎年度借入するものとし、平成35年までの借入を想定しています。）
- 平成25年度の普通会計では、臨時財政対策債の借換により公債費の増となっています。

会計 / 年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
普通会計	4億5,717	3億3,793	2億9,394	2億7,688	2億8,337	2億7,395	2億5,981	2億6,280	2億7,186	2億7,488	2億6,375
簡易水道事業	1,490	1,424	1,424	1,424	1,424	1,424	1,273	1,273	1,273	1,273	1,110
農業集落排水事業	6,738	6,674	6,631	6,631	6,631	6,631	6,631	6,631	6,631	6,631	6,475

年度	40年度	45年度
普通会計	1億9,507	8,717
簡易水道事業	403	償還終了
農業集落排水事業	1,926	償還終了

(単位：万円)

※将来的な償還額は、今後の借入状況や利率等により変動することが見込まれます。

7 各事業の評価予定

○ 評価実施年度

		事業	H24	H25	H26	H27	H28	事業内容及び事業評価について
課 ・ 村 づ く り 推 進 室	1	村営バス、周回バス運行事業			○			平成23年度まで地域公共交通活性化・再生総合事業で検討し、実証運行したため、事業評価していない。このため本格実施から3年目に評価する。
	2	区振興交付金		○				区振興交付金により、各区の特色を活かした運営が行われている状況に加え、区長等を集落支援員として委嘱し、さらに各区の活性化のために、協働による村づくりに努める。
	3	防犯灯設置補助金		○				防犯灯の要望に対しては、30,000円の補助単価を維持し、今後は修理等にも対応を検討する。また、上生坂県道沿いの防犯灯は、施設の点検とLED化の検討を行う。
	4	若者コミュニティセンター管理委託料					○	第一次事業評価結果において、現状継続としたが委託内容と委託金額を含め、再度評価を要する。
	5	ホームページ管理委託料	○					教育長・各課長が、各部署担当の事業・イベント・会議等の情報を発信するため、担当者に更新を指示する。また、トップページの更新とブログ等の内容変更を今年度末までに行う。
	6	電算業務委託事業		○				現状では(株)電算に委託するしかないが、長野県自治振興組合が進めているクラウド化には、積極的に講習を受け、進捗状況を把握しながら、早めにクラウド化に向けて働き掛けていくべきである。
	7	無線施設維持運営事業			○			第一次事業評価結果において、拡充としたが、その後老朽化した機器の修繕に多くの予算が必要となっている。同報系についてはデジタルへの更新を含めて研究・検討が必要である。(平成28年度以降、消防の搭載車のアナログ波は使用できない)
	8	非常備消防費	○					防災・減災対策と危機管理体制の中核を担う消防団として、出動できる団員の確保を図り、組織を維持するために、出動報酬の個人支給等の検討を進め、今年度末までに方向付けをする。
	9	消防設備費		○				小型ポンプの更新が今年度で終わり、今後は搭載車の更新が不可欠であるが、今年度のような交付金事業を取り入れ、財政負担の軽減に努め、計画的に更新をしていく。
	10	災害対策費			○			第一次事業評価結果において、現状継続としたが内容については、毎年情報モニター会議や有線テレビジョン番組審議会等により、検討しており、前回の評価から5年度間の状況から評価とする。
	11	広報「いくさか」発行事業				○		第一次事業評価結果において、拡充としたが平成23年度に実施した住民のアンケート結果の意見を基に広報を作成し、その上で評価を実施する。
	12	公債費償還及び起債計画(普通会計)				○		第一次事業評価結果において、手段改善としたが、5年間の動向を基に再評価とする。
	13	交通災害共済			○			今年度より掛金全額を村負担としたので、事業実施3年後に評価する。
	14	CATV事業					○	第一次事業評価結果において、拡充としたが自主放送の内容や使用料を含め、再度評価する。
	15	選挙関係事業					○	平成25年度より村内投票区を5区から3区に統合した状況を検証する。
16	人件費		○				二年続けて三名ずつの定年退職者がいるため、各業務に支障をきたさないように新規採用と継続雇用をバランス良く行い、定数は現状維持とする。	
17	いくさか大好き隊運営事業	○					現状の3名の活動に加え、いくさか大好き隊員と集落支援員を3名ずつ募集し、村内を3地区に分け、それらの地区と村民に対して様々な支援活動を行い、地区の活性化等を図る取り組みを検討する。	
18	人事評価制度			○			平成23年度に本格実施を開始してきて、3年が経過するので評価の方法等検討する必要がある。	
19	防犯協会運営事務					○	平成23年度協会の発足以降、予算もなく、お金をかけない方法で運営してきたが、事業に伴う表彰や講師謝金などの費用の財源を検討する必要がある。	
20	絆づくり支援金制度			○			平成23年度に新設した事業であるため、3年間事業を実施してみたところで、評価を実施する。	
21	自治体保険				○		平成22年度に新設した事業であるため、3年間事業を実施してみたところで、評価を実施する。	
22	いくさか応援寄付	○					村内出身者への手紙や中学校同窓会に協力をお願いして、応援寄付のPRの強化と寄付していただけるようお願いの広報と寄付していただいた方への御礼の検討が必要である。	
23	補助金等交付事業資金貸付金制度				○		平成21年度より開始した制度であり、貸付基準・要綱を評価実施する。	
24	総合計画				○		平成26年度で前期計画が終了するため、前期計画に対し評価を実施する。	
税 務 生 活 環 境	1	ごみ処理委託事業			○			ゴミの減量化に向けての啓発や委託内容の検証をしていく必要がある。
	2	穂高広域施設組合			○			広域事業であるが定期的な検証は必要である。
	3	安曇野松筑広域環境施設組合			○			広域事業であるが定期的な検証は必要である。
	4	生ごみ処理・コンポスター補助金				○		補助金を交付してきているが、状況を検証する必要がある。

	事業	H24	H25	H26	H27	H28	事業内容及び事業評価について	
住民課 税務生活環境	5 不法投棄対策設備設置補助金				○		補助金を交付してきているが、状況を検証する必要がある。	
	6 健やかに産み育む子育て支援金		○				多くの子育て支援策の相乗効果から出生者数が増えているので、現状継続とするが、ホームページなどで村内外に向けて、子育て支援策と子育てに適した環境のPRIに努める。	
	7 地球温暖化防止対策設備設置費補助		○				地球温暖化防止対策設備設置費補助事業の申請が無い状況を鑑み、照明器具等のLED化に対して、補助事業に加えるか検討する。	
	8 福祉センター特別会計		○				福祉センターが観光・交流の拠点かの位置付けを検討し、四季折々の地元産食材を使った料理などの特色を出し、展示は毎月定期的に変えるなどの情報発信に努め、従業員の資質向上のための講習会を開催するなどして健全経営に努める。	
	9 社会就労センター運営				○		定員数の変更に伴い事務費交付金単価が変更となった。円滑に事業を進めていくためにも財政基盤の強化を図る必要があり、出来る限り利用者の増員に努め、仕事を確保していく。	
	10 国民年金受託事務				○		国の制度によって行っているが、業務内容は随時検討することが必要と考える。	
	11 戸籍事務				○		国の制度によって行っているが、業務内容は随時検討することが必要と考える。	
	12 住民基本台帳事務等				○		国の制度によって行っているが、業務内容は随時検討することが必要と考える。	
	13 保育事業	○					子育て支援の面からも子供達が健やかに育つために、きめ細かな保育と保護者の相談の場として現状を維持し、障がいを抱える園児のための加配保育士には、人件費補助の活用を心掛ける。	
	健康福祉課	1 軽度生活支援通所事業	○					介護認定とならない高齢者世帯が自立し、安心して暮らしていくために有効な事業であるが、利用料の見直し、生坂大好き隊員・集落支援員の支援との棲み分けなどの検討が必要である。
		2 妊婦乳幼児健康診断委託事業	○					県内の全市町村で実施しており、長野県医師会と妊婦・乳児健康診断委託契約を締結して、妊娠5回、乳児期1回の健康診断を公費負担とすることによって、安全・安心なお産ができるため必要な事業であるが、国・県も関連した事業であるため制度の変更時には検討を要する。
		3 介護用品支給事業				○		第1次事業評価結果において、現状継続・拡充となった。介護保険運営協議会での検討により今年度より事業の拡充をすることとなり、拡充後の実施状況等を踏まえて再度評価を要するものとする。
		4 福祉委員の報酬		○				報酬は近隣自治体並みにして年数が浅いので現状維持とする。また高齢者世帯や生活困窮者等の見守りを定期的に行っていただくように要請する。
5 生きがい活動支援通所事業		○					元氣塾は、第5期介護保険事業計画において、高齢者福祉サービス事業のひとつであり、高齢者が社会参加の機会と生きがいを見出し、介護予防につながっている有効な事業であるが、男性の参加など新規登録者の拡大と活動内容の更なる充実を図り継続する。	
6 配食サービス委託事業		○					福祉の村づくり事業の一環として、高齢者等の生活の安定と利用者の安否確認や交流ができる有効な事業であるが、民間事業者の参入、配食ボランティアの継続、配食数増の対応など、持続可能な体制整備の検討が必要である。	
7 長寿会連合会運営補助事業等				○			第1次事業評価結果において、現状継続となったが、内容や実施状況について再度評価を要するものとする。	
8 高齢者生活福祉センター運営委託事業		○					家族の援助を受けることが困難な者等が介護支援を受けながら住み慣れた生坂村で安心して暮らすことができる事業であり、現在、利用状況が高いため、高齢者住宅等の整備検討を始める。	
9 社会福祉協議会補助金		○					社協の運営方法、組織体制等の協議を行っている「社協のあり方検討委員会」の中間答申により、理事、評議員の研修会を開き、今後、理事と検討委員で協議を進め、2月の答申により方向付けをする。	
10 過疎地有償運送事業		○					現在は、会員登録をしている介護認定者、障がい者、高齢者世帯でバス停までの距離が遠く介助が必要な者を、次回更新までに、料金、対象者(65歳以上の高齢者全員)等について検討を進める。	
11 各種検診委託料				○			国のがん検診指針に沿って検診は実施しているが、自己負担額等評価していく。	
12 福祉医療給付事業				○			県の補助対象以外に村単独事業も実施しているので、継続して評価が必要と考える。	
13 高齢者インフルエンザ予防接種				○			予防接種法第二類により実施しているものだが、接種料の一部が自己負担となり継続して評価していく。	
14 高齢者にやさしい住宅改良補助事業				○		県の地域福祉総合助成金交付事業に基づいた事業であるが、村対象となる事業が含まれているので評価をしていく。		
15 食生活改善推進協議会補助事業				○		第1次事業評価結果において、現状継続となったが、会員数、事業内容等により再度評価するものとする。		
16 健康推進委員活動事業		○				集落支援員制度の活用により、区振興交付金を使い、各区で健康推進員の報酬を復活させ、健康寿命を延ばすための取り組みを積極的に協力していただくように検討する。		
17 母と子の教室					○	母子保健法・発達障害基本法の規定による母子教室。専門性と観点から、目的に準じた教室運営になっているか継続して評価していく。		
18 出産祝金					○	今年度より祝金の金額が増額となりその状況を踏まえて、継続評価していく。		
19 生坂敬老の日					○	イベントの内容や実施状況について再度評価を要するものとする。		
20 国民健康保険(人間ドック補助含む)		○				これ以上の国保税の引き上げはできないので、健康管理の啓発、特定健診の受診率アップのための施策を検討する。		
21 犀龍小太郎助成金	○					子育て支援として子供のインフルエンザ等の予防接種に係る経費の助成及び少子化対策としての不妊治療実施者並びに母子等に係る健康診査実施者に経費の一部を助成している有効な事業であるので定期的に啓発もすべきである。		

		事業	H24	H25	H26	H27	H28	事業内容及び事業評価について
振	1	道路維持改良関係事業			○			第1次事業評価結果において、現状継続となったが、5年程度の状況を踏まえて、再評価が必要と思われる。また、村道1級1号線の北平地区の改築工事完了に伴い継続して草尾地区実施に向けて調整が必要と思われる。
	2	除雪事業		○				今シーズン前に除雪路線の見直しを行うとともに30cm以上の積雪の場合の除雪体制(除雪路線、業者及び人員配置等)を構築し、村民の皆さんの理解をいただくための広報を行う。
興	3	公営住宅事業			○			第1次事業評価結果において、老朽化した住宅は修繕を行い、有効利用に努めると評価されているため、その実施内容について検証及び評価が必要と思われる。
	4	土木関係負担金					○	第1次事業評価結果において、現状継続となったが、5年程度の状況を踏まえて、再評価が必要と思われる。
興	5	河川関係事業			○			第1次事業評価結果において、防災の面から、堤防の嵩上げが必要なため国直轄化が必要と評価されているため、その実施内容について検証及び再評価が必要と思われる。
	6	林道維持管理事業			○			第1次事業評価結果において、老朽化した住宅は修繕を行い、有効利用に努めると評価されているため、その実施内容について検証及び再評価が必要と思われる。
興	7	松くい虫防除対策事業		○				空中散布を実施している箇所は、被害が抑制されているので継続し、実施していない箇所は、被害が増大しているため、更新伐による樹種転換等で面的に対策を進める。
	8	森林整備事業		○				森林整備は国土保全、水源の涵養、有害鳥獣対策等に効果があり、今年度実施する薪ステーション設置事業等新規事業を行い、さらに森林整備を促進する。
課	9	高津屋森林公園施設管理及び運営事業		○				高津屋森林公園は、生坂村にとって大切な施設であるので、管理組合の皆さんと運営方法、高齢化対策等を協議し、今後の方向性を検討する。
	10	治山事業負担金			○			第1次事業評価結果において、現状継続となったが、5年程度の状況を踏まえて、再評価が必要と思われる。
課	11	下水道事業				○		第1次事業評価において、委託料の実績を調査し、他業者の資料と比較し委託料の検討を行う評価された。村内全体の人口の減少も考慮して委託料の再検討及び再評価が必要と思われる。また、施設が老朽化しているため修繕計画の検討を要する。
	12	簡易水道事業				○		簡易水道健全化計画の達成また、給水区域拡張計画を考慮して、今後の水道料金の検討及び再評価が必要と思われる。
建	13	若者定住住宅建設事業		○				空いている村営住宅の入居状況を検証し、新たな若者定住住宅の建設と、程度の良い空き家物件を新規就農者用に購入するか検討する。
	14	有害鳥獣対策事業				○		平成23年度より有害鳥獣の捕獲に対する報奨金の制度等行い対策を行っているが、実績を検証し評価が必要と思われる。
設	15	生坂村住宅リフォーム等補助	○					高齢化が進む中、住宅リフォーム等補助金の活用により住環境の改善、また村内施工業者の育成と、地域経済の活性化につながっている事業であるので、今後は財政状況を鑑み、年度ごとの予算上限額を定めて先着順により交付をし、事業を継続とする。
	16	生坂村災害危険住宅移転事業補助金交付				○		平成20年度より事業を行っているが、事業効果等検証し評価が必要と思われる。
設	17	生坂村住宅耐震補強工事補助金交付				○		平成19年度より事業を行っているが、事業効果等検証し評価が必要と思われる。
	18	生坂村住宅耐震診断事業				○		平成19年度より事業を行っているが、事業効果等検証し評価が必要と思われる。
設	19	シルバー人材センター補助金					○	第1次事業評価結果において、現状継続となったが、新会員の会員促進、体制強化の実施状況を検証し、5年程度の状況を踏まえて、再評価が必要と思われる。
	1	活性化センター維持管理事業(商工会館)			○			平成19・20・21年度に評価を行い、指定管理者に補助金を交付して維持管理を行っているが、5年程度の状況を踏まえて、再評価が必要と思われる。
振	2	水稲病害虫防除補助		○				農業懇談会を実施した結果、各水利組合の水利費に隔りがあるため、補助金の交付算定方法の手段改善が必要と考える。また、今までの中山間地域等直接支払交付金の対象地区の拡大と「日本型直接支払い」の動向を注視して新たな交付金も活用する。
	3	農業公社運営補助事業			○			平成21年度に評価を行い農業を振興させ、村の経済の活性化に寄与するために必要と評価されているが、生坂農業未来づくりプロジェクト会議の検討結果等踏まえ、新規就農者研修事業も含め再評価が必要と思われる。
興	4	農業委員会				○		平成22年度に評価を行い継続となっているが、5年程度の状況を踏まえて、再評価が必要と思われる。
	5	加工施設運営事業			○			平成19・20・21年度に評価を行い、指定管理者に補助金を交付して維持管理を行っているが、5年程度の状況を踏まえて、再評価が必要と思われる。
課	6	農村公園維持管理事業	○					村民のレクリエーションや都市住民との交流イベント等に活用しているが、今後は農作業準備休憩施設としても活用が図れるよう、上野地区の農業従事者、県の農地整備課、農業公社等と使用方法について協議し、来年度末を目途に方向付けをする。
	7	南部交流センター維持管理事業			○			平成19・20・21年度に評価を行い、指定管理者に補助金を交付して維持管理を行っているが、5年程度の状況を踏まえて、再評価が必要と思われる。
課	8	イベント事業(赤とんぼフェスティバル)				○		平成22年度に評価を行い村民が力を合わせイベントを盛り上げるため拡充すると評価されているが、5年程度の状況を踏まえて、再評価が必要と思われる。
	9	商工会経営改善普及事業・指導事業					○	平成23年度に評価を行い買い物弱者対策、商工感謝祭、商工業者の経営健全化指導等の充実強化に努め、補助金は現状維持と評価されたが、5年程度の状況を踏まえて、再評価が必要と思われる。
産	10	産地づくり推進事業補助金(村単独分)	○					この補助金により水利組合の財政面の運営負担が軽減され、遊休農地化の抑制につながっている必要事業であると共に、農業従事者の高齢化、担い手不足などで農業の取り巻く現状は厳しいため、事業は継続するが、補助金の検証を必要とする。
	11	中山間地域等直接支払交付金		○				農業懇談会を行い、水利費の高額な水利組合の支援として当事業の推進を計画しているが、全村的に来年度に創設される新しい交付金「日本型直接支払い」も積極的に活用する。
業	12	農地・水保全管理支払交付金		○				農地及び農業用施設の維持保全及び環境保全活動を行うのに必要な事業であり、二期対策で事業を取りやめた地区が事業再開するように推進するとともに、来年度創設する農地を守る活動を支援する「日本型直接支払い交付金」も活用する。
	13	有害鳥獣防除器具設置補助金				○		平成18年度より事業を始め平成23年度に事業拡充しているが、実績を検証して評価が必要と思われる。
業	14	農業地域振興事業(地域活性化コーディネーター)		○				村民の皆さんの生きがいづくりと、農作物栽培、特産品開発、販路拡大などの6次産業化には重要な事業であり、現状を継続する。

		事業	H24	H25	H26	H27	H28	事業内容及び事業評価について
産 業	15	生坂マル得商品券補助事業		○				いくさかマル得商品券の利用の偏りが顕著になっているので、商工会指導員により各業者の利用できる仕事・商品などを記載したチラシを全戸配布する。
	16	生坂農業未来づくりプロジェクト会議			○			平成23年度に設置したが、今までの協議した内容及び実施した内容の評価を行う必要があると思われる。
教 育 委 員 会 学 校 教 育	1	学級支援員配置事業		○				入学児童重要支援者が増えるため、拡充は致し方ないが、支援学級や学級支援員等の補助事業を調査し導入を図る。
	2	高校通学費補助事業	○					村営バスいくりの利用向上の面からも、大学、短大、専門学校への通学者に対し、バス補助の拡大検討を行う。
	3	私立高校在籍生徒補助事業		○				村出身の若者が帰ってくるために、効果のある奨学金制度の創設を前向きに検討する。
	4	外国青年招致事業(ALT)		○				英語教育は重要であり、JET制度より良い制度があれば早期に検討する。
	5	学校給食共同調理場運営事業			○			第1次事業評価結果において、現状継続となり第1次評価から3年経過であるが、食育推進事業も含め地産地消等について再評価を要するものとする。
	6	小中学校パソコン導入事業				○		第1次事業評価結果において、現状維持となり児童生徒数の変動による検討が必要であり、小中学校同時に評価をする。
	7	小中学校校舎清掃委託(窓ガラス)事業			○			第1次事業評価結果において、現状継続となり児童生徒数の変動、建物の経過年数等を検討し清掃内容も含め5年に1回程度の評価が必要と考える。
	8	学校医報酬	○					別紙資料では、小学校は高く、中学校は安い傾向であるが、その違いを検証し是正すべきである。
	9	スクールバス運行事業	○					児童の登下校時の通学手段の確保として必要な事業であるが、児童数の減少により、草尾、上生坂等の乗車について検討すべきである。
	10	就学援助費交付事業	○					この事業は、経済的理由により就学困難と認められる児童・生徒または保護者に対し必要な援助を行うが、申請者の生活態様の精査が必要である。
	11	学校施設整備事業			○			小学校について平成19年度に評価を行い、耐震補強・大規模改修を実施したが、老朽化に対する対応は必要である。また、中学校も建設から15年を迎え補修・更新等が必要になってきているため、施設整備に係る評価が必要と考える。
	12	文化財修繕補助事業	○					絆づくり支援金の創設に伴い、指定文化財以外の修繕が行えるようになったので、村指定文化財の修繕補助金の限度額を1件10万円に引き上げ、文化財の保存に努めるようにすべきである。
教 育 委 員 会 社 会 教 育	1	村民運動会		○				幼児から高齢者まで幅広く参加できる種目を考え、特に小中学生が参加する種目を取り入れ、さらに楽しく賑やかな村民運動会にするように努める。
	2	村民総合スポーツ祭		○				6月定例議会を早め、6月中下旬に開催を移し、小学生から高齢者まで参加できる種目とスポーツによる村の活性化策を検討する。
	3	マレットゴルフ大会				○		平成21年度に評価を行っているが、今年度スポーツパークヘマレットゴルフ場が新設され、会場も3箇所をローテーションしているので、スポーツパークを2順した時点で、再評価すべきと考える。
	4	金戸山百体観音めぐり				○		地元地区と協力しながら実施しているが、高齢化も進んでいるため、5年後に評価を行い内容等の検討を要するものとする。
	5	水鳥マラソン	○					園児や小・中学生が主に参加しており、体力増進に貢献しているため、今後も参加の啓発に努め、50名程度の参加者の維持を図りながら開催していく。
	6	公民館費 報償費(スポーツ系教室関係)			○			評価予定年度が事業開始から5年目となるため、事業の実施内容等を確認し、再評価を要するものとする。
	7	公民館費 報償費(文化系教室関係)			○			スポーツ系教室関係との整合性をはかるため、事業の実施内容等を確認し、再評価を要するものとする。
	8	公民館費報償費(成人式)	○					村の新成人を祝う唯一の成人式は、今まで通り1月3日に行い、式典、祝賀会は、ほぼ現状で良いと考えるが、記念品は検討すべきである。
	9	体育協会補助金及び委託料	○					村民のスポーツ振興による体力増進、健康維持を図ると共に、スポーツ活動を主体とした青少年及び中高年の健全育成を図るために事業は継続するが、スポーツ振興にもっと協力していただくように働き掛ける。
	10	生涯学習施設図書購入費			○			平成23年度から図書館司書を置いているため、蔵書の管理はもとより図書の質を考慮しながら、より充実した図書館になるよう評価を要するものとする。
社 会 教 育	11	放課後児童健全育成事業(児童クラブ)				○		児童館を利用する一般児童や放課後子ども教室との連携を取りながら実施している。5年程度の児童クラブへの入会状況等評価を要するものとする。
	12	放課後子ども教室推進事業				○		平成19年度よりコーディネーターを配置し、「のびのびスクール」を実施している。子どもの居場所作りから地域、学校とのつながりを深めていけるよう検討を要するものとする。
	13	児童館イベント事業				○		たんぼ夏祭りは、児童の保護者をはじめ児童館に関わりのある方々がボランティアで活動している貴重なイベントであるが、補助金の出し方等について評価検討を要するものとする。
	14	村図書館司書配置事業	○					司書の配置は継続し、蔵書管理、案内等利用者支援の司書本来の仕事に加え、図書室の利用促進を図ると共に、児童館の指導、読み聞かせ、教室等も積極的に行う。
	15	プール行事(1、プール開き 2、救急救命法講習3、水泳大会)			○			第1次事業評価結果において、現状継続となったが、5年程度の状況を踏まえて、手法等について評価を要するものとする。
	16	会長杯ソフトバレーリーグ戦		○				ソフトバレーボールの愛好者が固定している中、選手の掘り起こしと参加チーム数の増加を図り大会を盛り上げる。
	18	海洋センター施設整備事業	○					施設の利用促進のため、体育協会等と協力して、新スポーツの導入、教室の開催などにより村民のスポーツ振興につながるよう検討する。
	19	村民ゴルフ大会		○				来年度は、平日に開催をしてみるとともに参加者にアンケートを取り、今後の開催を検討する。